【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長　殿
【提出日】	2020年9月18日提出
【発行者名】	大和アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長　松下　浩一
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
【事務連絡者氏名】	西脇　保宏 連絡場所　東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
【電話番号】	03-5555-3431
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	ダイワ外国３資産バランス・ファンド （部分為替ヘッジあり） ダイワ外国３資産バランス・ファンド （為替ヘッジなし）
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	各ファンドについて10兆円を上限とし、合計で20兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

第一部　【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

ダイワ外国３資産バランス・ファンド（部分為替ヘッジあり）
ダイワ外国３資産バランス・ファンド（為替ヘッジなし）

（注1）以下「当ファンド」という場合、上記を総称して、またはそれぞれを指していうものとします。
（注2）上記を、それぞれ「部分為替ヘッジあり」、「為替ヘッジなし」という場合があります。
（注3）上記の総称を「ダイワ外国３資産バランス・ファンド」とします。

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託（契約型）の受益権です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付もありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(3)【発行(売出)価額の総額】

各ファンドについて10兆円を上限とし、合計で20兆円を上限とします。

(4)【発行(売出)価格】

各ファンドについて、1万口当たり取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額は、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

・お電話によるお問合わせ先（委託会社）
　電話番号（コールセンター）　0120-106212
　（営業日の9:00～17:00）
・委託会社のホームページ
　アドレス　https://www.daiwa-am.co.jp/

(5)【申込手数料】

① 販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、3.3%（税抜3.0%）となっています。具体的な手数料の料率等については、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

・お電話によるお問合わせ先（委託会社）
電話番号（コールセンター） 0120-106212
（営業日の9:00～17:00）

② 申込手数料には、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）が課されます。

③ 「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

(6) 【申込単位】

販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

・お電話によるお問合わせ先（委託会社）
電話番号（コールセンター） 0120-106212
（営業日の9:00～17:00）

(7) 【申込期間】

2020年9月19日から2021年3月19日まで（継続申込期間）
（終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。）

(8) 【申込取扱場所】

委託会社にお問合わせ下さい。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

・お電話によるお問合わせ先（委託会社）
電話番号（コールセンター） 0120-106212
（営業日の9:00～17:00）
・委託会社のホームページ
アドレス https://www.daiwa-am.co.jp/

(9) 【払込期日】

受益権の取得申込者は、販売会社が定める期日（くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。）までに、取得申込代金（取得申込金額、申込手数料および申込手数料に対する消費税等に相当する金額の合計額をいいます。以下同じ。）を販売会社において支払うものとします。

販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

(10) 【払込取扱場所】

受益権の取得申込者は、取得申込代金を、申込取扱場所において支払うものとします。申込取扱場所については、前(8)をご参照下さい。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は下記のとおりです。

株式会社　証券保管振替機構

(12)【その他】

①　受益権の取得申込者は、申込取扱場所において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。

②　ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、ニューヨークの銀行またはロンドンの銀行のいずれかの休業日と同じ日付の日を申込受付日とする受益権の取得および換金の申込みの受付けは行ないません。

申込受付中止日は、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

③　委託会社の各営業日（※）の午後3時までに受付けた取得および換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日（※）の取扱いとなります。

（※）前②の申込受付中止日を除きます。

④　金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいい、単に「取引所」ということがあります。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付けを中止することができます。

⑤　当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。取扱い可能なコースについては、販売会社にお問合わせ下さい。なお、コース名は、販売会社により異なる場合があります。

⑥「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める積立投資約款にしたがい契約を締結します。なお、上記の契約または規定について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあり、この場合上記の契約または規定は、当該別の名称に読替えるものとします（以下同じ。）。

⑦　取得申込金額に利息は付きません。

⑧　振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、一部解約金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（参考）

◆投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

第二部　【ファンド情報】

第１　【ファンドの状況】

１　【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、海外の債券、株式およびリート（不動産投資信託）に投資を行ない、利息および配当収入の獲得を追求することにより、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行ないます。一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は、次のとおりです。

ダイワ外国３資産バランス・ファンド（部分為替ヘッジあり）

商品分類	単位型投信・追加型投信	追加型投信
	投資対象地域	海外
	投資対象資産(収益の源泉)	資産複合
属性区分	投資対象資産	その他資産（投資信託証券（資産複合（資産配分固定型（債券、株式、不動産投信）））
	決算頻度	年1回
	投資対象地域	グローバル（除く日本）
	投資形態	ファミリーファンド
	為替ヘッジ	為替ヘッジあり（部分ヘッジ）

ダイワ外国３資産バランス・ファンド（為替ヘッジなし）

商品分類	単位型投信・追加型投信	追加型投信
	投資対象地域	海外
	投資対象資産(収益の源泉)	資産複合
属性区分	投資対象資産	その他資産（投資信託証券（資産複合（資産配分固定型（債券、株式、不動産投信）））
	決算頻度	年1回
	投資対象地域	グローバル（除く日本）
	投資形態	ファミリーファンド
	為替ヘッジ	為替ヘッジなし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

（注1）商品分類の定義

- **「追加型投信」…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンド**
- **「海外」…目論見書または投資信託約款（以下「目論見書等」といいます。）において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの**
- **「資産複合」…目論見書等において、株式、債券、不動産投信（リート）およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの**

（注2）属性区分の定義

- **「その他資産」…組入れている資産**
- **「資産複合　資産配分固定型」…目論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるもの**
- **「年1回」…目論見書等において、年1回決算する旨の記載があるもの**
- **「グローバル」…目論見書等において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるもの**
- **「ファミリーファンド」…目論見書等において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するもの**
- **「為替ヘッジあり」…目論見書等において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行なう旨の記載があるもの**
- **「為替ヘッジなし」…目論見書等において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないもの**

商品分類表〈各ファンド共通〉

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国　内	株　式
追加型投信	海　外	債　券
	内　外	不動産投信
		その他資産（　　）
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表〈ダイワ外国3資産バランス・ファンド（部分為替ヘッジあり）〉

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式				
一般	年1回	グローバル（除く日本）		
大型株				
中小型株	年2回	日本		
債券				
一般	年4回	北米	ファミリーファンド	あり（部分ヘッジ）
公債				
社債		欧州		
その他債券	年6回（隔月）			
クレジット属性（　　）		アジア		
不動産投信		オセアニア		
その他資産（投資信託証券（資産複合（資産配分固定型（債券、株式、不動産投信）））	年12回（毎月）	中南米		
		アフリカ	ファンド・オブ・ファンズ	なし
資産複合（　　）	日々			
		中近東（中東）		
資産配分固定型	その他（　）	エマージング		
資産配分変更型				

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分表〈ダイワ外国3資産バランス・ファンド(為替ヘッジなし)〉

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式				
一般	年1回	グローバル（除く日本）		
大型株				
中小型株	年2回	日本		
債券				
一般	年4回	北米	ファミリーファンド	あり（　　）
公債				
社債		欧州		
その他債券	年6回（隔月）	アジア		
クレジット属性（　　）				
不動産投信		オセアニア		
その他資産（投資信託証券(資産複合(資産配分固定型（債券、株式、不動産投信)))）	年12回（毎月）	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
資産複合（　　）		アフリカ		
資産配分固定型	日々	中近東（中東）		
資産配分変更型				
	その他（　　）	エマージング		

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※商品分類・属性区分の定義について、くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス http://www.toushin.or.jp/）をご参照下さい。

＜信託金の限度額＞

・委託会社は、受託会社と合意のうえ、各ファンドについて3,000億円を限度として信託金を追加することができます。

・委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

＜ファンドの特色＞

1 海外の債券、株式およびリートに投資します。

◆◆各資産の配分比率については、下記の組入比率を目処に投資を行ないます。

資産配分のイメージ

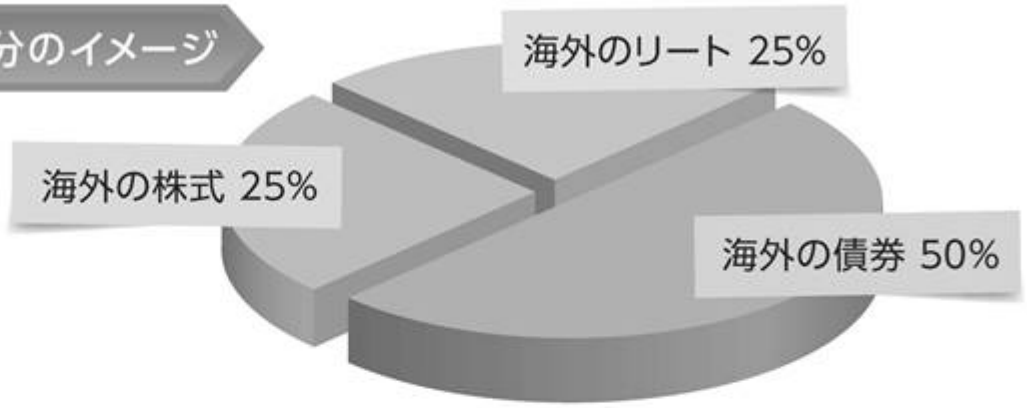

※上記はイメージであり、実際の組入比率とは異なります。

2 「部分為替ヘッジあり」と「為替ヘッジなし」の2つのファンドがあります。

◆◆海外の債券の運用部分について、為替ヘッジの方針が異なる以下の2つのファンドがあります。

部分為替ヘッジあり

◆◆海外の債券の部分は、保有する外貨建資産について、為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行ないます。

※為替ヘッジを行なう際、日本円の金利が組入資産の通貨の金利より低いときには、金利差相当分がコストとなり、需給要因等によっては、さらにコストが拡大することもあります。

海外の株式およびリートの部分は、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。

為替ヘッジなし

◆◆保有する外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。

3 海外の債券への投資にあたっては、先進国通貨建ての債券に投資します。

◆◆投資対象は先進国の政府（州政府を含みます。）、先進国の政府関係機関、国際機関、先進国の事業会社等が発行する先進国通貨建ての債券とします。

- 先進国とはFTSE世界国債インデックス（除く日本）構成国をいい、先進国通貨とはインデックス構成国の通貨をいいます。
- 事業会社が発行する債券の格付けは、取得時においてＡＡ格相当以上（ムーディーズでAa3以上またはS&PでＡＡ－以上）とします。
- ポートフォリオの修正デュレーションは10（年）程度以内とします。

◆◆［部分為替ヘッジあり］においては、運用の効率化を図るため、債券先物取引を利用することがあります。このため、債券の組入総額および債券先物取引の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。

◆◆［為替ヘッジなし］においては、組入通貨の選定にあたって、以下の点に留意します。

- 各国の債券および為替市場の流動性、信用力、市場規模等を勘案し、長期的な視点で基準となる通貨および通貨配分（以下「基本通貨配分」といいます。）を定めます。
- 先進国各国の経済状況、金融市場動向、金利動向等の状況を考慮し、基本通貨配分を参考に、組入通貨と組入比率を決定します。

※ 1通貨の組入比率は海外の債券の運用部分の40％程度を上限とします。

◆◆運用にあたっては、ダイワ・アセット・マネジメント（ヨーロッパ）リミテッドに運用の指図にかかる権限の一部を委託します。

ダイワ・アセット・マネジメント（ヨーロッパ）リミテッドについて

- ダイワ・アセット・マネジメント（ヨーロッパ）リミテッド（所在地:英国 ロンドン）は、1987年にロンドンにおいて設立された会社で、大和アセットマネジメント株式会社の海外現地法人です。
- ヨーロッパの株式（ロシア、東欧等のエマージング市場を含みます。）・債券（事業債やエマージング債券を含みます。）に投資するファンドや外貨MMFの運用・調査業務などを行なっています。

FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

4 海外の株式への投資にあたっては、配当の質の高い企業を選定し、3つの地域に均等に投資することを基本とします。

- アメリカ、ヨーロッパ、アジア・オセアニアの3地域に均等に投資することを基本とします。
- 定量分析データ（S&Pクオリティランキング等）を参考に、配当の質の高い企業を選定します。
- 配当利回りの水準、時価総額規模、流動性を勘案します。
- 定性分析に基づき利益や配当の継続性を考慮します。

地域別配分のイメージ

銘柄選定のイメージ

※上記はイメージであり、実際の組入比率とは異なります。

S&Pクオリティランキングについて

- S&Pのクオリティランキング（QR/IQR）は、企業の収益および配当の長期的安定性と成長性を評価する指標です。
- クオリティランキングは、（過去10年の）一株当たり利益と一株当たり配当をもとに算出され、企業をA+、A、A−、B+、B、B−、C、D、LIQの9つのランクで評価します。
- 米国、日本を含む世界各国の20,000以上の企業にランキングが付与されています。

「Standard&Poor's」、「S&P」、「S&P Capital IQ Quality Rankings」、「S&P Capital IQ International Quality Rankings」は、スタンダード&プアーズ ファイナンシャル サービシーズ エル エル シーの登録商標であり、本商品の提供者である大和アセットマネジメント株式会社に対しては、その利用許諾が与えられています。スタンダード&プアーズは本商品を推奨・支持・販売・促進等するものではなく、また本商品に対する投資適格性等に関し、いかなる意思表明等を行なうものではありません。スタンダード&プアーズは、大和アセットマネジメント株式会社や本商品の投資家およびその他いかなる者に対しても、S&P Capital IQ Quality RankingsおよびS&P Capital IQ International Quality Rankingsその付随データの利用による結果に対して、明示的にも暗示的にも何ら保証等を行なうものではありません。スタンダード&プアーズは、S&P Capital IQ Quality RankingsおよびS&P Capital IQ International Quality Rankingsの利用や投資目的への適合性やその販売性等に関し、一切の保証等を行なうものではないことを明示的に表明しています。

5 海外のリートへの投資にあたっては、個別銘柄の投資価値を分析して、配当利回り、期待される成長性、割安度などを勘案し投資銘柄を選定します。

- 組入れる銘柄の業種および国・地域配分の分散を考慮します。
- 運用にあたっては、コーヘン&スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクに運用の指図にかかる権限を委託します。

投資対象地域のイメージ

※上記はイメージであり、実際に投資するとは限りません。

リートへの投資のイメージ

(注)リート＝不動産投資信託(Real Estate Investment Trust,REIT)

- 少額から投資でき、さまざまな不動産に分散が可能になります。
- 専門家が不動産の選定を行ないます。
- 上場しているリートは換金性に優れています。

コーヘン&スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクとは

- 米国最初のリート専門の運用会社として1986年7月に設立。
- リート運用では最大級の資産規模。
- ワールドワイドなリサーチ力と運用力を有する。
- 優先リートを含むハイブリッド証券などのインカム資産に加え、インフラ株といった実物資産クラスの運用を展開。
- 所在地：アメリカ合衆国 ニューヨーク州 ニューヨーク

ファンドの仕組み

◆◆ 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行ないます。

ファミリーファンド方式とは、投資者のみなさまからお預かりした資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金を主としてマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行なう仕組みです。

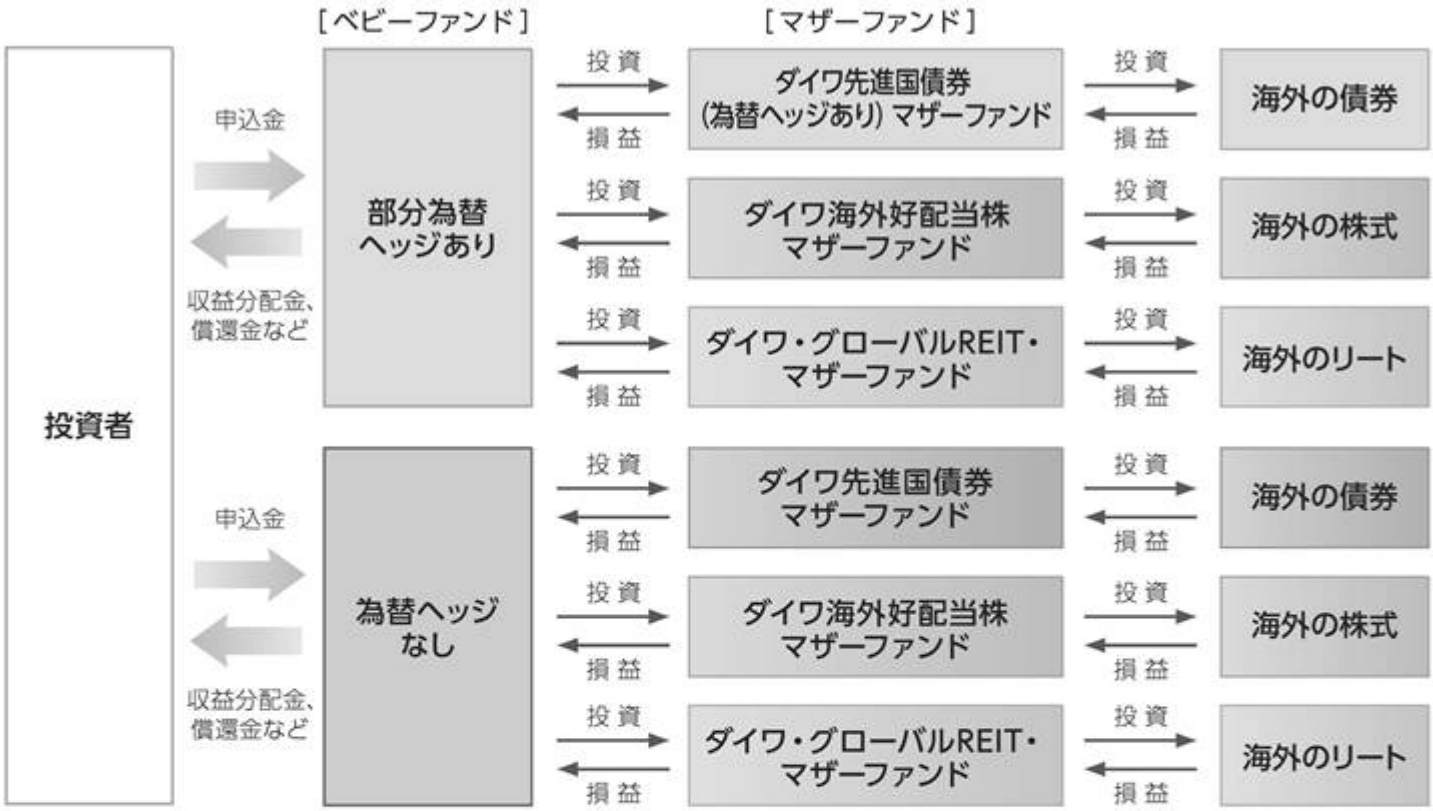

●大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色1.～5.の運用が行なわれないことがあります。

分配方針

毎年6月26日（休業日の場合翌営業日）に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

［分配方針］

1. 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
2. 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。

(2) 【ファンドの沿革】

2013年10月11日　　信託契約締結、当初自己設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

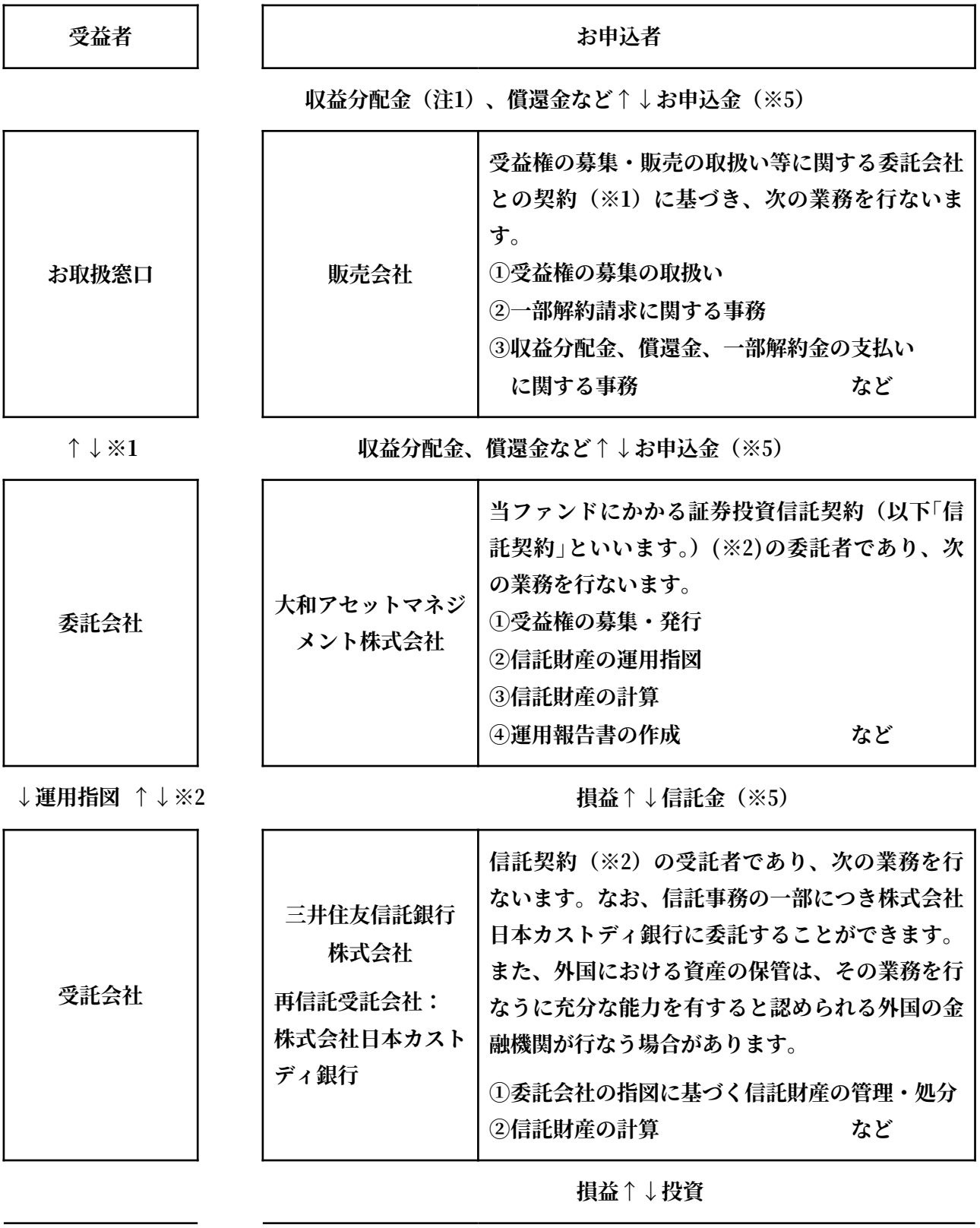

投資対象	海外の債券、株式およびリート（不動産投資信託） ・ファミリーファンド方式で運用を行ないます。 ・「ダイワ先進国債券（為替ヘッジあり）マザーファンド」および「ダイワ先進国債券マザーファンド」における外貨建資産の運用にあたっては、ダイワ・アセット・マネジメント（ヨーロッパ）リミテッド（投資顧問会社）（注2）に運用の指図にかかる権限の一部を委託します。 ・「ダイワ・グローバルＲＥＩＴ・マザーファンド」における外貨建資産の運用にあたっては、コーヘン＆スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インク（投資顧問会社）（注3）に運用の指図にかかる権限を委託します。

（注1）「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は自動的に再投資されます。
（注2）ダイワ・アセット・マネジメント（ヨーロッパ）リミテッド（投資顧問会社）は、委託会社との間の運用委託契約（※3）に基づき、委託会社から権限の一部委託を受けて、ダイワ先進国債券（為替ヘッジあり）マザーファンドおよびダイワ先進国債券マザーファンドにおける外貨建資産の運用の指図を行ないます（※4）。
（注3）コーヘン＆スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インク（投資顧問会社）は、委託会社との間の運用委託契約（※3）に基づき、委託会社から権限の委託を受けて、ダイワ・グローバルＲＥＩＴ・マザーファンドにおける外貨建資産の運用の指図を行ないます（※4）。

※1：受益権の募集の取扱い、一部解約請求に関する事務、収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務の内容等が規定されています。
※2：「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容に基づき締結されます。証券投資信託の運営に関する事項（運用方針、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬、信託期間等）が規定されています。
※3：運用指図権限委託の内容およびこれにかかる事務の内容、投資顧問会社が受ける報酬等が定められています。
※4：投資顧問会社が法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。
※5：販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

◎委託会社および受託会社は、それぞれの業務に対する報酬を信託財産から収受します。また、販売会社には、委託会社から業務に対する代行手数料が支払われます。

＜委託会社等の概況（2020年6月末日現在）＞

・資本金の額　151億7,427万2,500円

・沿革

1959年12月12日	大和証券投資信託委託株式会社として設立
1960年 2月17日	「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
1960年 4月 1日	営業開始
1985年11月 8日	投資助言・情報提供業務に関する兼業承認を受ける。
1995年 5月31日	「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づき投資顧問業の登録を受ける。
1995年 9月14日	「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。
2007年 9月30日	「金融商品取引法」の施行に伴い、同法第29条の登録を受けたものとみなされる。 （金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第352号）
2020年 4月 1日	大和アセットマネジメント株式会社に商号変更

・大株主の状況

名　称	住　所	所有株式数	比率
		株	%
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	2,608,525	100.00

2　【投資方針】

(1)　【投資方針】

＜部分為替ヘッジあり＞

①　主要投資対象

次の各マザーファンド（以下＜部分為替ヘッジあり＞において、総称して「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

1. ダイワ先進国債券（為替ヘッジあり）マザーファンドの受益証券
2. ダイワ海外好配当株マザーファンドの受益証券
3. ダイワ・グローバルＲＥＩＴ・マザーファンドの受益証券

②　投資態度

イ．マザーファンドを通じて、主として海外の債券、株式およびリート（不動産投資信託）に投資を行ない、利息および配当収入の獲得を追求することにより、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざします。

ロ．各マザーファンドの受益証券への投資にあたっては、下記の組入比率を目処に行ないます。

ダイワ先進国債券（為替ヘッジあり）マザーファンドの受益証券

……信託財産の純資産総額の50%

ダイワ海外好配当株マザーファンドの受益証券……信託財産の純資産総額の25%

ダイワ・グローバルＲＥＩＴ・マザーファンドの受益証券……信託財産の純資産総額の25%

ハ．ダイワ先進国債券（為替ヘッジあり）マザーファンドにおける外貨建資産の運用にあたっては、ダイワ・アセット・マネジメント（ヨーロッパ）リミテッドに運用の指図にかかる権限の一部を委託します。

ニ．ダイワ・グローバルＲＥＩＴ・マザーファンドにおける外貨建資産の運用にあたっては、コーヘン＆スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクに運用の指図にかかる権限を委託します。

ホ．ダイワ先進国債券（為替ヘッジあり）マザーファンドでは、保有する外貨建資産について、為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行ないます。ダイワ海外好配当株マザーファンドおよびダイワ・グローバルＲＥＩＴ・マザーファンドでは、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。

ヘ．当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

＜為替ヘッジなし＞

①　主要投資対象

次の各マザーファンド（以下＜為替ヘッジなし＞において、総称して「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

1. ダイワ先進国債券マザーファンドの受益証券
2. ダイワ海外好配当株マザーファンドの受益証券
3. ダイワ・グローバルＲＥＩＴ・マザーファンドの受益証券

② 投資態度

イ．マザーファンドを通じて、主として海外の債券、株式およびリート（不動産投資信託）に投資を行ない、利息および配当収入の獲得を追求することにより、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざします。

ロ．各マザーファンドの受益証券への投資にあたっては、下記の組入比率を目処に行ないます。

ダイワ先進国債券マザーファンドの受益証券……信託財産の純資産総額の50%
ダイワ海外好配当株マザーファンドの受益証券……信託財産の純資産総額の25%
ダイワ・グローバルＲＥＩＴ・マザーファンドの受益証券……信託財産の純資産総額の25%

ハ．ダイワ先進国債券マザーファンドにおける外貨建資産の運用にあたっては、ダイワ・アセット・マネジメント（ヨーロッパ）リミテッドに運用の指図にかかる権限の一部を委託します。

ニ．ダイワ・グローバルＲＥＩＴ・マザーファンドにおける外貨建資産の運用にあたっては、コーヘン&スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクに運用の指図にかかる権限を委託します。

ホ．保有実質外貨建資産については、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。

※ 保有実質外貨建資産とは、当ファンドが保有する外貨建資産とマザーファンドが保有する外貨建資産のうち当ファンドに属するとみなした外貨建資産の合計額をいいます。

ヘ．当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(2) 【投資対象】

＜部分為替ヘッジあり＞

① 当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券
ロ．約束手形
ハ．金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

② 委託会社は、信託金を、主として、大和アセットマネジメント株式会社を委託者とし三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された次の1．から3．までに掲げる親投資信託の受益証券、ならびに次の4．から7．までに掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. ダイワ先進国債券（為替ヘッジあり）マザーファンドの受益証券
2. ダイワ海外好配当株マザーファンドの受益証券
3. ダイワ・グローバルＲＥＩＴ・マザーファンドの受益証券
4. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
5. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前4．の証券の性質を有するもの

6. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

7. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、前1. から前3. までに掲げる投資信託の受益証券を「投資信託証券」といいます。

③　委託会社は、信託金を、前②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

④　前②の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前③に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

＜為替ヘッジなし＞

①（＜部分為替ヘッジあり＞と同規定）

②　委託会社は、信託金を、主として、大和アセットマネジメント株式会社を委託者とし三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された次の1. から3. までに掲げる親投資信託の受益証券、ならびに次の4. から7. までに掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. ダイワ先進国債券マザーファンドの受益証券

2. ダイワ海外好配当株マザーファンドの受益証券

3. ダイワ・グローバルＲＥＩＴ・マザーファンドの受益証券

4. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

5. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前4. の証券の性質を有するもの

6. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

7. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、前1. から前3. までに掲げる投資信託の受益証券を「投資信託証券」といいます。

③（＜部分為替ヘッジあり＞と同規定）

④（＜部分為替ヘッジあり＞と同規定）

(3) 【運用体制】

＜各ファンド共通＞

①　運用体制

ファンドの運用体制は、以下のとおりとなっています。

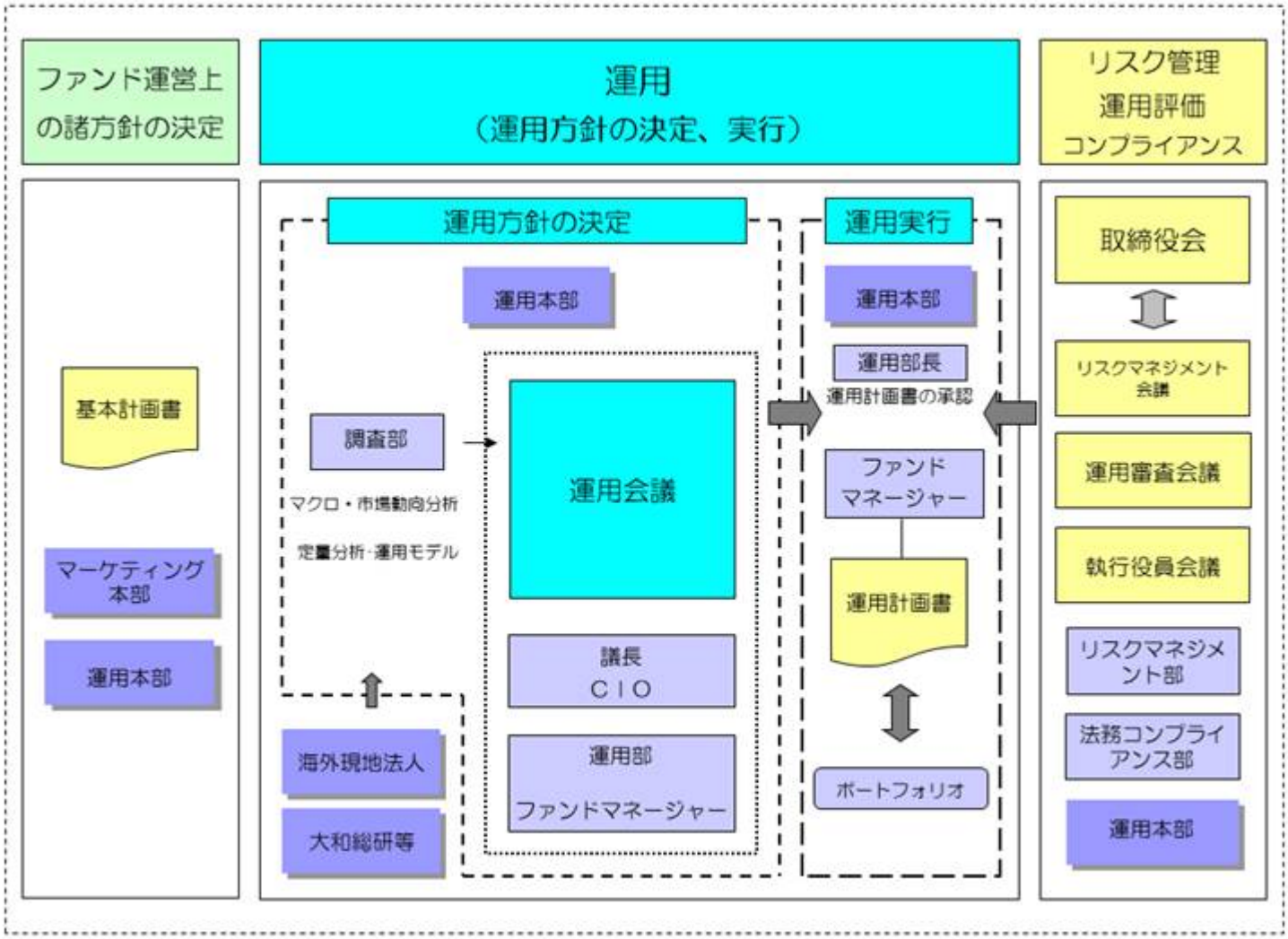

② 運用方針の決定にかかる過程

運用方針は次の過程を経て決定しております。

イ．基本計画書の策定

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を商品担当役員の決裁により決定します。

ロ．基本的な運用方針の決定

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ハ．運用計画書の作成・承認

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

③ 職務権限

ファンド運用の意思決定機能を担う運用本部において、各職位の主たる職務権限は、社内規則によって、次のように定められています。

イ．CIO（Chief Investment Officer）（2名）

運用最高責任者として、次の職務を遂行します。

・基本的な運用方針の決定

・その他ファンドの運用に関する重要事項の決定

ロ．Deputy-CIO（0～5名程度）

CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ハ．インベストメント・オフィサー（0～5名程度）

CIOおよびDeputy-CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ニ．運用部長（各運用部に1名）

ファンドマネージャーが策定する運用計画を決定します。

ホ．運用チームリーダー

ファンドの基本的な運用方針を策定します。

ヘ．ファンドマネージャー

ファンドの運用計画を策定して、これに沿ってポートフォリオを構築します。

④　運用審査会議、リスクマネジメント会議および執行役員会議

次のとおり各会議体において必要な報告・審議等を行なっています。これら会議体の事務局となる内部管理関連部門の人員は25～35名程度です。

イ．運用審査会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用実績の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

ロ．リスクマネジメント会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

ハ．執行役員会議

経営会議の分科会として、法令等の遵守状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

⑤　受託会社に対する管理体制

受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっています。また、受託会社より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。

※海外の債券部分の運用の指図にかかる権限の一部委託について

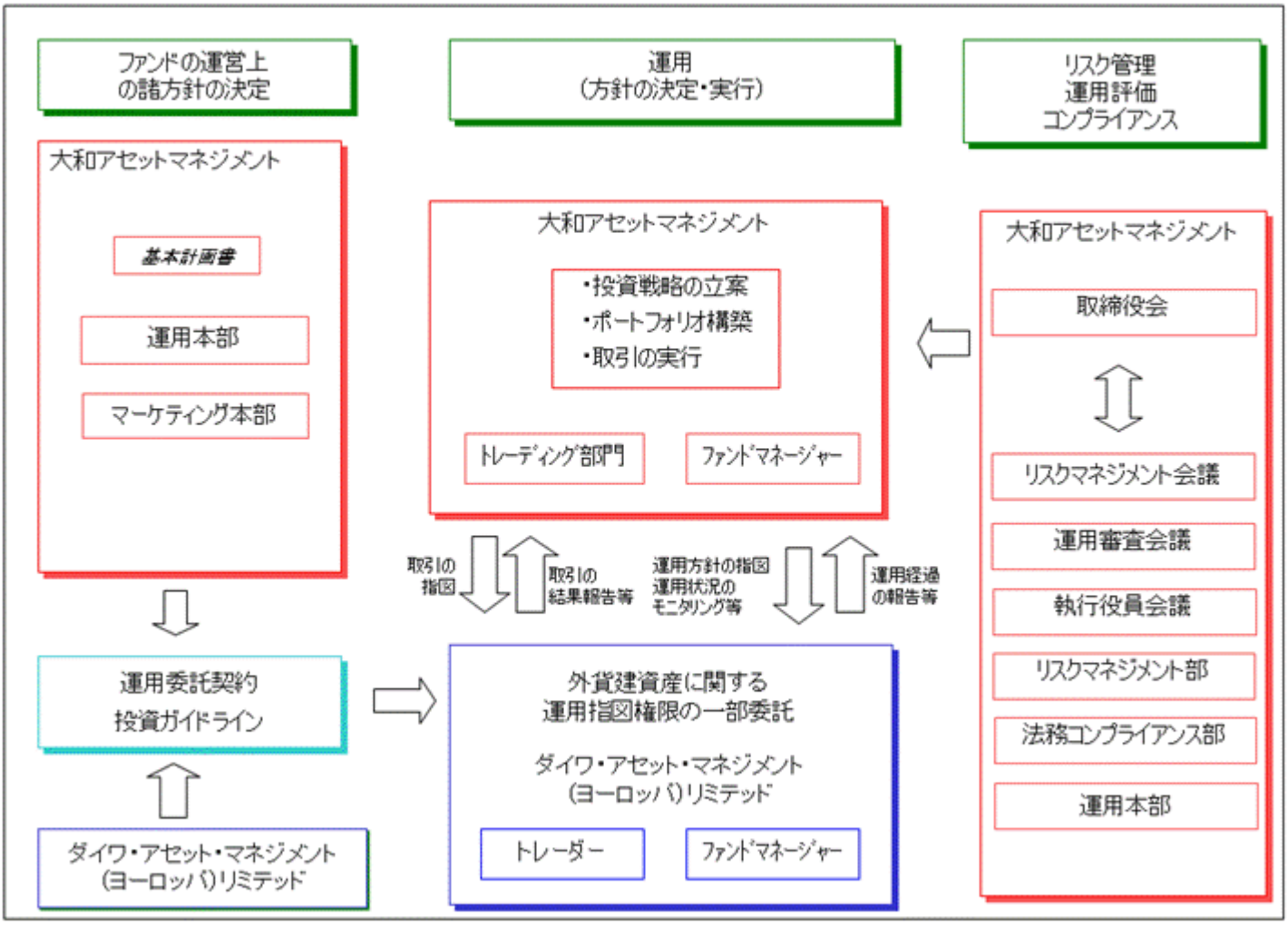

イ．ファンド運営上の諸方針の決定

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を商品担当役員の決裁により決定します。なお、ダイワ先進国債券（為替ヘッジあり）マザーファンドおよびダイワ先進国債券マザーファンドでは、ダイワ・アセット・マネジメント（ヨーロッパ）リミテッドに外貨建資産の運用の指図にかかる権限の一部を委託します。このため、ダイワ・アセット・マネジメント（ヨーロッパ）リミテッドと委託会社の間で締結する運用委託契約に基づく投資ガイドラインに、このファンド運営上の諸方針が反映されます。

ロ．運用の実行

ダイワ・アセット・マネジメント（ヨーロッパ）リミテッドは、投資ガイドラインに基づき、投資戦略の立案、ポートフォリオの構築、取引の執行の一部を行ないます。現在は主に債券市場の情報提供および一部取引の執行に限定した業務を行なっています。

ハ．モニタリング

委託会社は、ダイワ・アセット・マネジメント（ヨーロッパ）リミテッドとの間で取引の内容、運用経過の報告等を受け、資金動向等について必要な連絡を取るとともに、運用の状況、投資ガイドラインの遵守状況等をモニタリングします。

委託会社と同社は、担当業務ごとに共通の指揮系統・報告ラインの下におかれており、部門ごとに組織的にモニタリングしています。

また、別途定期的にコンプライアンスレポートの徴求等を行なっており、同社における法令遵守や業務管理の状況についても確認を行なっています。

ニ．リスク管理、運用評価、コンプライアンス

（前④に同じ。）

※海外のリート部分にかかる運用体制について

（ダイワ・グローバルＲＥＩＴ・マザーファンドにかかるものを含みます。）

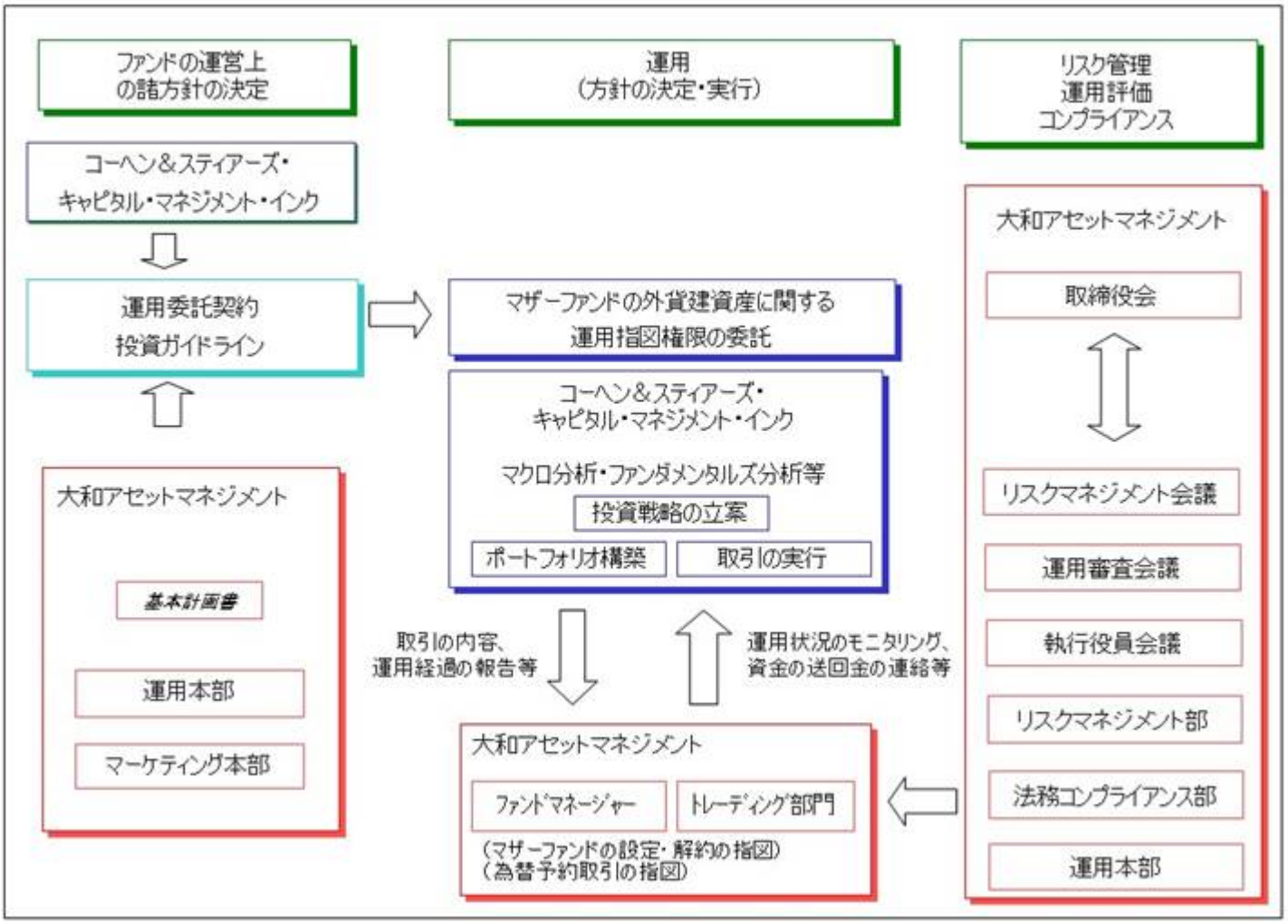

イ．ファンド運営上の諸方針の決定

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を商品担当役員の決裁により決定します。なお、ダイワ・グローバルＲＥＩＴ・マザーファンドでは、コーヘン＆スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクに外貨建資産の運用の指図にかかる権限を委託します。このため、コーヘン＆スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクと委託会社の間で締結する運用委託契約に基づく投資ガイドラインに、このファンド運営上の諸方針が反映されます。

ロ．運用の実行

コーヘン＆スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクは、投資ガイドラインに基づき、投資戦略の立案、ポートフォリオ構築を行ない、取引を実行します。

ハ．モニタリング

委託会社は、コーヘン＆スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクとの間で取引の内容、運用経過の報告等を受け、資金動向等について必要な連絡を取るとともに、運用の状況、投資ガイドラインの遵守状況等をモニタリングします。

また、定期的なアンケートの実施およびコンプライアンスレポートの徴求により、運用体制、管理体制、コンプライアンス体制等についての報告を受けています。さらに、現地訪問による調査も行なっています。これらの報告および調査をもとに評価を行ない、委託会社でのファンド個別会議へ報告しています。

ニ．リスク管理、運用評価、コンプライアンス

（前④に同じ。）

※　上記の運用体制は2020年6月末日現在のものであり、変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

＜各ファンド共通＞

毎計算期末に、次の方針に基づいて分配します。

①　分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。

②　原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。

③　留保益は、前(1)に基づいて運用します。

(5) 【投資制限】

＜各ファンド共通＞

①　株式（信託約款）

株式への直接投資は、行ないません。

②　外貨建資産（信託約款）

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

③　特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

④　外国為替予約取引（信託約款）

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

⑤　信用リスク集中回避（信託約款）

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場

合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

⑥　資金の借入れ（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

ロ．一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

ハ．収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

ニ．借入金の利息は信託財産中から支弁します。

＜参考＞マザーファンドの概要

1．ダイワ先進国債券（為替ヘッジあり）マザーファンド

(1) 投資方針

①　主要投資対象

先進国通貨建ての債券を主要投資対象とします。

②　投資態度

イ．主として、先進国通貨建ての債券に投資することにより、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。

※　当ファンドにおいて、先進国とはFTSE世界国債インデックス（除く日本）構成国をいい、先進国通貨とはインデックス構成国の通貨をいいます。

ロ．運用にあたっては、以下の点に留意します。

(a) 投資対象は先進国の政府（州政府を含みます。）、先進国の政府関係機関、国際機関、先進国の事業会社等が発行する先進国通貨建ての債券とします。事業会社が発行する債券の格付けは、取得時においてＡＡ格相当以上（ムーディーズでＡａ３以上またはＳ＆ＰでＡＡ－以上）とします。

(b) ポートフォリオの修正デュレーションは10（年）程度以内とします。

ハ．外貨建資産の運用にあたっては、ダイワ・アセット・マネジメント（ヨーロッパ）リミテッドに運用の指図にかかる権限の一部を委託します。

ニ．運用の効率化を図るため、債券先物取引を利用することがあります。このため、債券の組入総額および債券先物取引の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。

ホ．為替変動リスクを低減するため、外貨建資産については為替ヘッジを行ないます。

ヘ．当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(2) 投資対象

①　当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後掲(3)④、⑤および⑥に定めるものに限ります。）

ハ．約束手形

ニ．金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

②　委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1．転換社債の転換、新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使、社債権者割当または株主割当により取得した株券または新株引受権証書

2．国債証券

3．地方債証券

4．特別の法律により法人の発行する債券

5．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

6．特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7．コマーシャル・ペーパー

8．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1．から前7．までの証券または証書の性質を有するもの

9．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

10．投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

11．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

12．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）

13．預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

14．外国法人が発行する譲渡性預金証書

15．受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）

16．抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

17．外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって前15．の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

なお、前1．の証券または証書ならびに前8．および前13．の証券または証書のうち前1．の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前2．から前6．までの証券ならびに前10．の証券のうち投資法人債券ならびに前8．および前13．の証券または証書のうち前2．から前6．までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前9．の証券および前10．の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③　委託会社は、信託金を、前②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1．預金
2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3．コール・ローン
4．手形割引市場において売買される手形
5．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6．外国の者に対する権利で前5．の権利の性質を有するもの

(3) 主な投資制限

①　株式

株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使等により取得したものに限ります。

株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

②　投資信託証券

投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

③　外貨建資産

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

④　先物取引等

イ．委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

ロ．委託会社は、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

ハ．委託会社は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

⑤　スワップ取引

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

ロ．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ．スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。

ホ．委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑥　金利先渡取引および為替先渡取引

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

ロ．金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額が、保有金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前(2)③の1．から4．に掲げる金融商品で運用されているものをいいます。以下同じ。）の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の総額が保有金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ．為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額が、保有外貨建資産の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の総額が保有外貨建資産の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

ホ．金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。

ヘ．委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(4) 運用指図権限の委託

①　委託会社は、運用の指図に関する権限のうち、外貨建資産の運用に関する権限の一部を次の者に委託します。

ダイワ・アセット・マネジメント（ヨーロッパ）リミテッド

London, United Kingdom

② 前①の規定にかかわらず、前①により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

2. ダイワ先進国債券マザーファンド

(1) 投資方針

① 主要投資対象

先進国通貨建ての債券を主要投資対象とします。

② 投資態度

イ．主として、先進国通貨建ての債券に投資することにより、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。

※ 先進国とはFTSE世界国債インデックス（除く日本）構成国をいい、先進国通貨とはインデックス採用通貨をいいます。

ロ．運用にあたっては、以下の点に留意します。

(a) 投資対象は先進国の政府（州政府を含みます。）、先進国の政府関係機関、国際機関、先進国の事業会社等が発行する先進国通貨建ての債券とします。事業会社が発行する債券の格付けは、取得時においてＡＡ格相当以上（ムーディーズでＡａ３以上またはＳ＆ＰでＡＡ－以上）とします。

(b) 各国の債券および為替市場の流動性、信用力、市場規模等を勘案し、長期的な視点で基準となる通貨および通貨配分（以下「基本通貨配分」といいます。）を定めます。実際の運用にあたっては、先進国各国の経済状況、金融市場動向、金利動向等の状況を考慮し、基本通貨配分を参考に、組入通貨と組入比率を決定します。ただし、1通貨の組入比率は信託財産の純資産総額の40%程度を上限とします。

(c) ポートフォリオの修正デュレーションは10（年）程度以内とします。

ハ．外貨建資産の運用にあたっては、ダイワ・アセット・マネジメント（ヨーロッパ）リミテッドに運用の指図にかかる権限の一部を委託します。

ニ．為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。

ホ．当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(2) 投資対象

① 当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後掲(3)④、⑤および⑥に定めるものに限ります。）

ハ．約束手形

ニ．金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

② 委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1．転換社債の転換、新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使、社債権者割当または株主割当により取得した外国通貨表示の株券または新株引受権証書

2．国債証券

3．地方債証券

4．特別の法律により法人の発行する債券

5．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

6．特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7．コマーシャル・ペーパー

8．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1．から前7．までの証券または証書の性質を有するもの

9．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

10．投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

11．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

12．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）

13．預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

14．外国法人が発行する譲渡性預金証書

15．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

16．抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

17．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

18．外国の者に対する権利で前17．の有価証券の性質を有するもの

なお、前1．の証券または証書ならびに前8．および前13．の証券または証書のうち前1．の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前2．から前6．までの証券ならびに前10．の証券のうち投資法人債券ならびに前8．および前13．の証券または証書のうち前2．から前6．までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前9．の証券および前10．の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③ 委託会社は、信託金を、前②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1．預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前5. の権利の性質を有するもの

(3) 主な投資制限

① 株式

株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使等により取得したものに限ります。

株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

② 投資信託証券

投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

③ 外貨建資産

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

④ 先物取引等

イ．委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、組入有価証券の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、有価証券の組入可能額（組入有価証券を差引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに前(2)③の1. から4. に掲げる金融商品で運用している額（以下「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

ロ．委託会社は、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせて、保有外貨建資産の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

ハ．委託会社は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、保有金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前(2)③の1.から4.に掲げる金融商品で運用されているものをいいます。以下同じ。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額等の範囲内とします。ただし、保有金利商品が外貨建てで、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

⑤　スワップ取引

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

ロ．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ．スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。

ホ．委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑥　金利先渡取引および為替先渡取引

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

ロ．金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額が、保有金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の総額が保有金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ．為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額が、保有外貨建資産の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の総額が保有外貨建資産の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

ホ．金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。

ヘ．委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(4) 運用指図権限の委託

① 委託会社は、運用の指図に関する権限のうち、外貨建資産の運用に関する権限の一部を次の者に委託します。

ダイワ・アセット・マネジメント（ヨーロッパ）リミテッド
London, United Kingdom

② 前①の規定にかかわらず、前①により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

3. ダイワ海外好配当株マザーファンド

(1) 投資方針

① 主要投資対象

海外の金融商品取引所（※）上場株式および店頭登録株式（上場予定および店頭登録予定を含みます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

※金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。

② 投資態度

イ．主として海外の金融商品取引所上場株式および店頭登録株式を投資対象とし、安定的な配当等収益の確保と株式の値上がり益の獲得により信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。

ロ．投資にあたっては、以下のような点に留意しながら運用を行なうことを基本とします。

ａ．アメリカ、ヨーロッパ、アジア・オセアニアの３地域に均等に投資することを基本とします。

ｂ．定量分析データ（Ｓ＆Ｐ社クオリティランキング等）を参考に、配当の質の高い企業を選定します。

ｃ．配当利回りの水準、時価総額規模、流動性を勘案します。

ｄ．定性分析に基づき利益や配当の継続性を考慮します。

ハ．株式の組入比率は、通常の状態で信託財産の純資産総額の80%程度以上に維持することを基本とします。

ニ．保有外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。

ホ．当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(2) 投資対象

① 当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後掲(3)④、⑤および⑥に定めるものに限ります。）

ハ．約束手形

ニ．金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

② 委託会社は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. 外国通貨表示の株券または新株引受権証書

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10. コマーシャル・ペーパー

11. 外国通貨表示の新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1. から前11. までの証券または証書の性質を有するもの

13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

14. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

16. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

17. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

18. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

19. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

20. 外国の者に対する権利で前19. の有価証券の性質を有するもの

なお、前1. の証券または証書、前12. ならびに前16. の証券または証書のうち前1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前2. から前6. までの証券および前12. ならびに前16. の証券または証書のうち前2. から前6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前13. の証券および前14. の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③ 委託会社は、信託金を、前②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前5. の権利の性質を有するもの

(3) 主な投資制限

① 株式への投資割合には、制限を設けません。

② 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

③ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

④ 先物取引等

イ. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1．先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、組入有価証券の時価総額の範囲内とします。

2．先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、有価証券の組入可能額（組入有価証券を差引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに前(2)③の1．から4．に掲げる金融商品で運用している額（以下「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。

3．コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

ロ．委託会社は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1．先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせて、保有外貨建資産の時価総額の範囲内とします。

2．先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

3．コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

ハ．委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1．先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、保有金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前(2)③の1．から4．に掲げる金融商品で運用されているものをいいます。）の時価総額の範囲内とします。

2．先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額等の範囲内とします。ただし、保有金利商品が外貨建てで、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3．コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

⑤　スワップ取引

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

ロ．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ．スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。

ホ．委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑥　金利先渡取引および為替先渡取引

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

ロ．金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額が、保有金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の総額が保有金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ．為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額が、保有外貨建資産の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の総額が保有外貨建資産の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

ホ．金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。

ヘ．委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

4．ダイワ・グローバルＲＥＩＴ・マザーファンド

(1) 投資方針

①　主要投資対象

海外の金融商品取引所上場（上場予定を含みます。以下同じ。）および店頭登録（登録予定を含みます。以下同じ。）の不動産投資信託の受益証券または不動産投資法人の投資証券（以下総称して「不動産投資信託証券」といいます。）を主要投資対象とします。

②　投資態度

イ．海外の金融商品取引所上場および店頭登録の不動産投資信託証券を主要投資対象とし、安定的な配当利回りの確保と信託財産の中長期的な成長をめざして分散投資を行ないます。

ロ．投資にあたっては、以下の方針に従って行なうことを基本とします。

(a) 個別銘柄の投資価値を分析して、銘柄ごとの配当利回り、期待される成長性、相対的な割安度などを勘案し投資銘柄を選定します。

(b) 組入れる銘柄の業種および国・地域配分の分散を考慮します。

ハ．外貨建資産の運用にあたっては、コーヘン＆スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクに運用の指図にかかる権限を委託します。

ニ．不動産投資信託証券の組入比率は、通常の状態で信託財産の純資産総額の80%程度以上に維持することを基本とします。

ホ．外貨建資産の為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。

ヘ．当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(2) 投資対象

① 当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．約束手形

ハ．金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

② 委託会社は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1．の証券または証書の性質を有するもの

3．外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

4．外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

5．外国法人が発行する譲渡性預金証書

6．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、前3．の証券および前4．の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③ 委託会社は、信託金を、前②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1．預金

2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3．コール・ローン

4．手形割引市場において売買される手形

(3) 主な投資制限

① 株式への直接投資は、行ないません。

② 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

③ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

(4) 運用指図権限の委託

① 委託会社は、運用の指図に関する権限のうち、外貨建資産の運用に関する権限を次の者に委託します。

コーヘン＆スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インク

New York, New York, USA

② 前①の規定にかかわらず、前①により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

3 【投資リスク】

(1) 価額変動リスク

当ファンドは、株式、公社債、不動産投資信託証券など値動きのある証券（外国証券には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金とは異なります。

投資者のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいますよう、よろしくお願い申上げます。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

① 株価の変動（価格変動リスク・信用リスク）

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります（発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。）。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

② 公社債の価格変動（価格変動リスク・信用リスク）

※上図はイメージ図であり、当ファンドの運用成果を表すものではありません。

公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します（値動きの幅は、残存期間、発行体、公社債の種類等により異なります。）。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が財政難、経営不安等により、利息および償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合（債務不履行）、またはできなくなることが予想される場合には、大きく下落します（利息および償還金が支払われないこともあります。）。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

③　リート（不動産投資信託）への投資に伴うリスク

イ．リートは、株式と同様に金融商品取引所等で売買され、その価格は、不動産市況に対する見通しや市場における需給等、さまざまな要因で変動します。

・リートには資産規模が小さく、流動性が低いものもあります。このようなリートへの投資は、流動性の高い株式等に比べ、より制約を受けることが考えられます。

・金利の上昇局面においては、他の、より利回りの高い債券等との比較でリートに対する投資価値が相対的に低下し、価格が下落することも想定されます。

ロ．リートの価格や配当は、リートの収益や財務内容の変動の影響を受けます。

・リートの収益は、所有する不動産から得られる賃料収入がその大半を占めます。したがって、賃料水準や入居率の低下等により賃料収入が減少した場合には、リートの収益が悪化し、価格や配当が下落することが考えられます。

・リートの資産価値は、所有する不動産の評価等により変動します。市況の悪化、不動産の老朽化等によってリートの資産価値が低下した場合には、価格が下落することがあります。なお、実物資産である不動産には、人的災害、自然災害等に伴って大きな損害が発生する可能性もあり、このような場合、リートの価格が大幅に下落することも想定されます。

・リートでは、投資資金を調達するために金融機関等から借入れを行なうことがあります。したがって、金利上昇局面において金利負担等が増加し、収益の悪化要因となることが考えられます。

・法人形態のリートでは、経営陣の運営如何によっては収益や財務内容が著しく悪化する可能性があります。リートが倒産等に陥り、投資資金が回収できなくなることもありえます。

ハ．リートに関する法制度（税制、会計制度等）が変更となった場合、リートの価格や配当に影響を与えることが想定されます。

・その他、不動産を取巻く規制（建築規制、環境規制等）に変更があった場合も、リートの価格や配当が影響を受けることが考えられます。

・金融商品取引所が定める基準に抵触する等の理由から、リートが上場廃止になることもあります。

ニ．組入リートの市場価格が下落した場合、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

④　外国証券への投資に伴うリスク

イ．為替リスク

〈為替変動のイメージ図〉

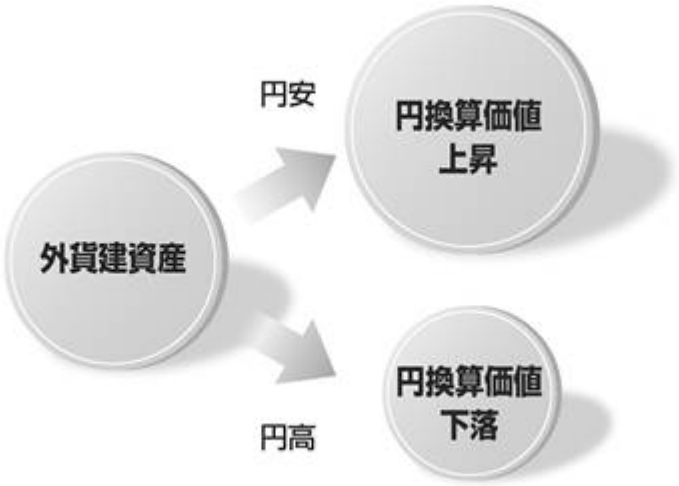

※上図はイメージ図であり、当ファンドの運用成果を表すものではありません。

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

「部分為替ヘッジあり」は、海外の債券については為替ヘッジを行ないますが、影響をすべて排除できるわけではありません。また、為替ヘッジを行なう際、日本円の金利が組入資産の通貨の金利より低いときには、金利差相当分がコストとなり、需給要因等によっては、さらにコストが拡大することもあります。海外の株式およびリートについては、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行なわないので、基準価額は、為替レートの変動の影響を直接受けます。

「為替ヘッジなし」は、原則として為替ヘッジを行なわないので、基準価額は、為替レートの変動の影響を直接受けます。

ロ．カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。

⑤　その他

イ．解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入証券を売却しなければならないことがあります。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

ロ．ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります（信用リスク）。この場合、基準価額が下落する要因となります。

(2) 換金性等が制限される場合

通常と異なる状況において、お買付け・ご換金に制限を設けることがあります。

① 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、お買付け、ご換金の申込みの受付けを中止することがあります。

② ご換金の申込みの受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日のご換金の申込みを撤回することができます。ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受付けたものとして取扱います。

(3) その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(4) リスク管理体制

運用リスク管理体制（※）は、以下のとおりとなっています。

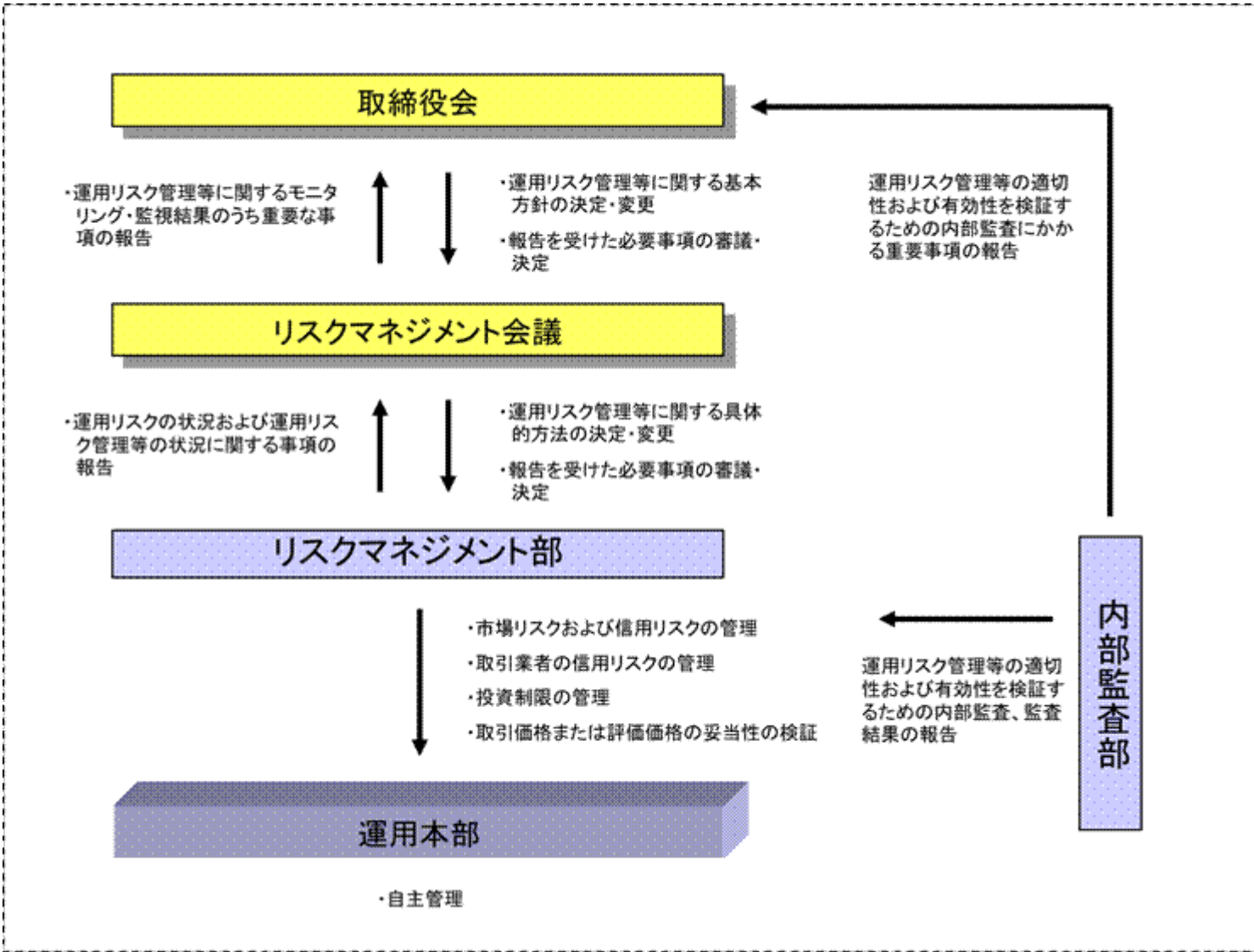

※　流動性リスクに対する管理体制

当社では、運用リスクのうち、大量の解約・換金によって必要となる資金の確保のために合理的な条件での取引が困難となるリスク、および市場の混乱、取引所における休業、取引の停止等により市場において取引ができないまたは合理的な条件での取引が困難となるリスクを「流動性リスク」とし、当社の運用する信託財産における流動性リスクの防止および流動性リスク発生時における円滑な事務遂行を目的とした事前対策、ならびに流動性リスク発生時における対応策（コンティンジェンシー・プラン）を定めています。

参考情報

●下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。右のグラフは過去5年間における年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また左のグラフはファンドの過去5年間における年間騰落率の推移を表示しています。

ファンドの年間騰落率と分配金再投資基準価額の推移

他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

[ダイワ外国3資産バランス・ファンド(部分為替ヘッジあり)]

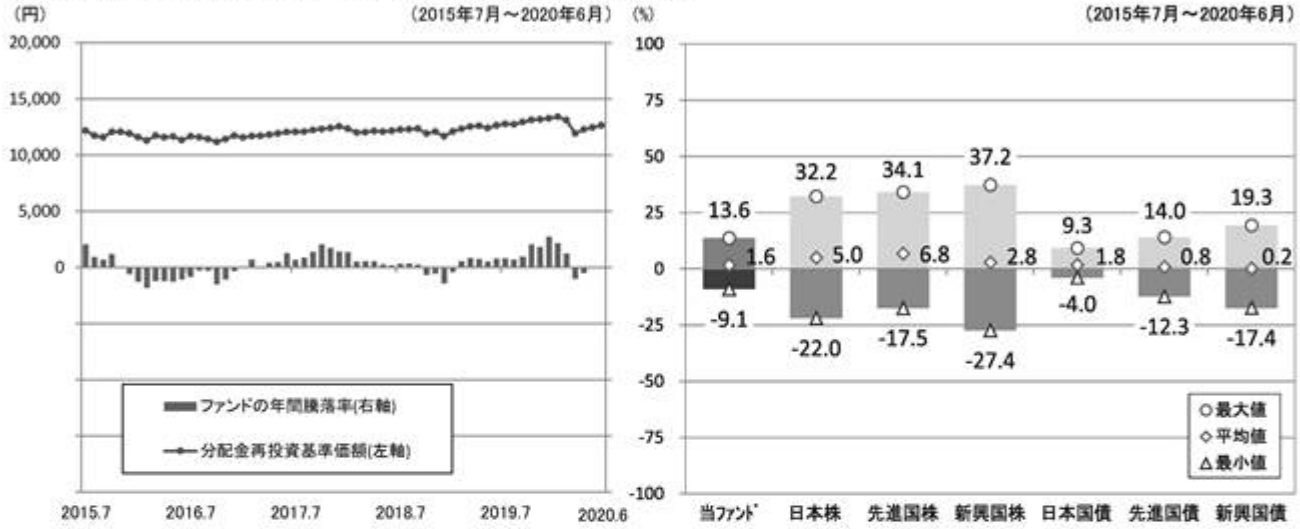

[ダイワ外国3資産バランス・ファンド(為替ヘッジなし)]

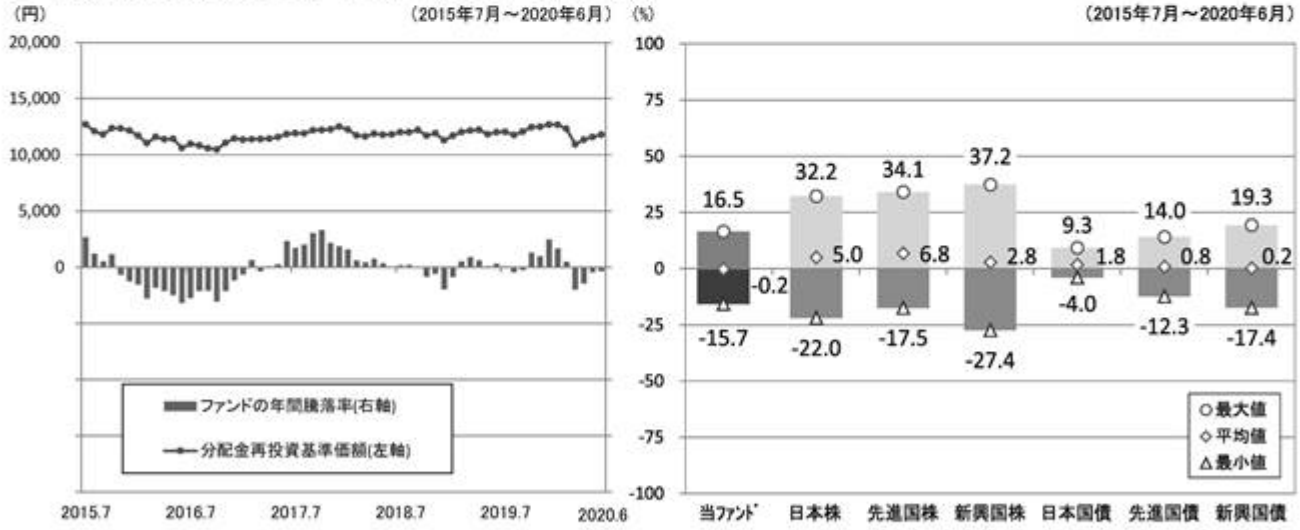

※各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。
※ファンドの年間騰落率は、分配金（税引前）を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。
①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示します。

※資産クラスについて

日 本 株：東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
先進国株：MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)
新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
日本国債：NOMURA-BPI国債
先進国債：FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
新興国債：JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス― エマージング・マーケッツ グローバル ダイバーシファイド(円ベース)

※指数について

●TOPIXは東証が算出・公表し、指数値、商標など一切の権利は株式会社東京証券取引所が所有しています。●MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。またMSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。●NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が公表する国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI国債の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属しています。また、同社は当該指数の正確性、完全性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。●FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。●JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス― エマージング・マーケッツ グローバル ダイバーシファイドは、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2016, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

① 販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、3.3%（税抜3.0%）となっています。具体的な手数料の料率等については、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

・お電話によるお問合わせ先（委託会社）
電話番号（コールセンター） 0120-106212
（営業日の9:00～17:00）

② 申込手数料には、消費税等が課されます。

③ 「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

申込手数料は、お買付時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

(2) 【換金(解約)手数料】

① 換金手数料

ありません。

② 信託財産留保額

ありません。

(3) 【信託報酬等】

① 信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.397%（税抜1.27%）を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎日計上され、毎計算期間の最初の6か月終了日（6か月終了日が休業日の場合には、翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

② 信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

③ 信託報酬にかかる委託会社、販売会社、受託会社への配分については、次のとおりです。

委託会社	販売会社	受託会社
年率0.57%（税抜）	年率0.65%（税抜）	年率0.05%（税抜）

※上記の信託報酬の配分には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

④ 前③の販売会社への配分は、販売会社の行なう業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信託財産から収受した後、販売会社に支払われます。

⑤ 「部分為替ヘッジあり」において、委託会社は、「ダイワ先進国債券（為替ヘッジあり）マザーファンド」の投資顧問会社が受ける報酬を支払うものとし、その額は当該マザーファンドの日々の純資産総額に年率0.35%以内を乗じて得た額とします。報酬の支払いは、毎年5月31日および11月30日または信託終了のときに行なうものとします。

⑥ 「為替ヘッジなし」において、委託会社は、「ダイワ先進国債券マザーファンド」の投資顧問会社が受ける報酬を支払うものとし、その額は当該マザーファンドの日々の純資産総額に年率0.35%以内を乗じて得た額とします。報酬の支払いは、毎年5月31日および11月30日または信託終了のときに行なうものとします。

⑦ 委託会社は、「ダイワ・グローバルＲＥＩＴ・マザーファンド」の投資顧問会社が受ける報酬を支払うものとし、その額は当該マザーファンドの日々の純資産総額に次の率を乗じて得た額とします。報酬の支払いは、毎年3月15日および9月15日または信託終了のときに行なうものとします。

275億円以下の部分	年率0.57%
275億円超1,000億円以下の部分	年率0.47%
1,000億円超2,500億円以下の部分	年率0.37%
2,500億円超 4,500億円以下の部分	年率0.30%
4,500億円超の部分	年率0.25%

信託報酬を対価とする役務の内容は、配分先に応じて、それぞれ以下のとおりです。

委託会社：ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価
販売会社：運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社：運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

(4) 【その他の手数料等】

① 信託財産において資金借入れを行なった場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。
② 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
③ 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。
④ 信託財産で有価証券の売買を行なう際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等に相当する金額、信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用は、信託財産中より支弁します。

（※）「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。また、上場不動産投資信託は市場価格により取引されており、費用を表示することができません。

＜マザーファンドより支弁する手数料等＞

各マザーファンドの投資対象等に応じて、信託財産に関する租税、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を支弁します。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取扱われます。

① 個人の投資者に対する課税

イ．収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として課税され、20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行なわれ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。ただし、2037年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となります。

ロ．解約金および償還金に対する課税

一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益）については、譲渡所得とみなされ、20%（所得税15%および地方税5%）の税率により、申告分離課税が適用されます。ただし、2037年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となります。

ハ．損益通算について

一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等（特定公社債、公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡益および償還差益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得および利子所得との損益通算も可能となります。また、翌年以後3年間、上場株式等の譲渡益・償還差益および配当等・利子から繰越控除することができます。一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損および償還差損との相殺が可能となります。

なお、特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問合わせ下さい。

※少額投資非課税制度「愛称：ＮＩＳＡ（ニーサ）」をご利用の場合

公募株式投資信託は、税法上、少額投資非課税制度「ＮＩＳＡ（ニーサ）」の適用対象です。満20歳以上の方を対象としたＮＩＳＡをご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります（他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。）。また、20歳未満の方を対象とした非課税制度「ジュニアＮＩＳＡ」をご利用の場合、毎年、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります（他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。）。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方となります。当ファンドの非課税口座における取扱いは販売会社により異なる場合があります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。

②　法人の投資者に対する課税

法人の投資者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として課税され、15%（所得税15%）の税率で源泉徴収※され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）には課税されません。ただし、2037年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）となります。なお、益金不算入制度の適用はありません。

※源泉徴収された税金は法人税額から控除されます。

＜注1＞個別元本について

①　投資者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該投資者の元本（個別元本）にあたります。

②　投資者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該投資者が追加信託を行なうつど当該投資者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。

③　投資者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。

＜注2＞収益分配金の課税について

①　追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（投資者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

② 投資者が収益分配金を受取る際、イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本と同額の場合または当該投資者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

（※） 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

（※）上記は、2020年6月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

（※）課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5 【運用状況】

【ダイワ外国３資産バランス・ファンド（部分為替ヘッジあり）】

(1) 【投資状況】 (2020年6月30日現在)

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	234,164,854	99.12
内 日本	234,164,854	99.12
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	2,076,253	0.88
純資産総額	236,241,107	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 【投資資産】 (2020年6月30日現在)

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資比率 (%)
1	ダイワ先進国債券(為替ヘッジあり)マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	95,791,623	1.2698 121,645,782	1.2714 121,789,469	51.55
2	ダイワ海外好配当株マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	41,749,594	1.3604 56,799,515	1.3651 56,992,370	24.12
3	ダイワ・グローバルREIT・マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	23,851,428	2.3206 55,351,704	2.3220 55,383,015	23.44

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
親投資信託受益証券	99.12%
合計	99.12%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

	純資産総額(分配落)(円)	純資産総額(分配付)(円)	1口当たりの純資産額(分配落)(円)	1口当たりの純資産額(分配付)(円)
第1計算期間末(2014年6月26日)	81,813,617	81,813,617	1.0869	1.0869
第2計算期間末(2015年6月26日)	184,755,148	184,755,148	1.2174	1.2174
第3計算期間末(2016年6月27日)	204,987,840	204,987,840	1.1086	1.1086
第4計算期間末(2017年6月26日)	245,009,987	245,009,987	1.2076	1.2076
第5計算期間末(2018年6月26日)	251,772,337	251,772,337	1.2120	1.2120
第6計算期間末(2019年6月26日)	245,190,863	245,190,863	1.2646	1.2646
2019年6月末日	245,414,612	－	1.2640	－
7月末日	247,506,129	－	1.2757	－
8月末日	248,435,961	－	1.2729	－
9月末日	249,740,851	－	1.2939	－
10月末日	250,270,860	－	1.3131	－
11月末日	248,425,805	－	1.3173	－
12月末日	244,286,069	－	1.3264	－
2020年1月末日	247,325,504	－	1.3402	－
2月末日	242,190,416	－	1.3100	－
3月末日	217,345,091	－	1.1914	－
4月末日	226,352,377	－	1.2288	－
5月末日	231,150,643	－	1.2450	－

第7計算期間末 (2020年6月26日)	235,274,405	235,274,405	1.2629	1.2629
6月末日	236,241,107	－	1.2647	－

② 【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第1計算期間	0.0000
第2計算期間	0.0000
第3計算期間	0.0000
第4計算期間	0.0000
第5計算期間	0.0000
第6計算期間	0.0000
第7計算期間	0.0000

③ 【収益率の推移】

	収益率(%)
第1計算期間	8.7
第2計算期間	12.0
第3計算期間	△8.9
第4計算期間	8.9
第5計算期間	0.4
第6計算期間	4.3
第7計算期間	△0.1

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1計算期間	77,093,003	2,820,773
第2計算期間	91,225,237	14,737,636
第3計算期間	49,300,728	16,157,811
第4計算期間	45,946,935	27,964,652
第5計算期間	42,462,186	37,617,517
第6計算期間	30,064,982	43,904,463
第7計算期間	33,827,976	41,422,712

(注) 当初設定数量は1,000,000口です。

（参考）マザーファンド

ダイワ先進国債券（為替ヘッジあり）マザーファンド

(1) 投資状況（2020年6月30日現在）

投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
国債証券		413,096,844	83.06
	内 ユーロ	255,663,824	51.41
	内 スウェーデン	3,045,417	0.61
	内 イギリス	18,130,933	3.65
	内 カナダ	14,080,438	2.83
	内 アメリカ	103,613,555	20.83
	内 メキシコ	18,562,677	3.73
地方債証券		16,163,760	3.25
	内 カナダ	16,163,760	3.25
特殊債券		61,353,368	12.34
	内 スウェーデン	57,751,010	11.61
	内 カナダ	3,602,358	0.72
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		6,715,026	1.35
純資産総額		497,328,998	100.00

その他の資産の投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
為替予約取引（売建）		497,686,991	△100.07
	内 日本	497,686,991	△100.07

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(注3) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(2) 投資資産（2020年6月30日現在）

① 投資有価証券の主要銘柄

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 また は 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資比率 (%)
1	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	367,100	136.10 53,831,578	135.56 53,616,604	3.000000 2045/11/15	10.78
2	ITALIAN GOVERNMENT BOND	ユーロ	国債証券	333,000	104.73 42,227,565	106.84 43,078,309	2.450000 2023/10/01	8.66
3	Kommuninvest I Sverige AB	スウェーデン	特殊債券	2,820,000	101.26 32,982,697	101.20 32,963,154	1.000000 2021/09/15	6.63

4	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	246,000	104.68 27,746,284	104.54 27,708,913	1.750000 2023/05/15	5.57
5	Kommuninvest I Sverige AB	スウェーデン	特殊債券	2,070,000	103.19 24,673,332	103.67 24,787,854	1.000000 2024/10/02	4.98
6	SPANISH GOVERNMENT BOND	ユーロ	国債証券	175,000	106.84 22,640,234	109.68 23,240,942	1.500000 2027/04/30	4.67
7	SPANISH GOVERNMENT BOND	ユーロ	国債証券	150,000	115.26 20,934,610	115.80 21,032,140	4.400000 2023/10/31	4.23
8	ITALIAN GOVERNMENT BOND	ユーロ	国債証券	138,000	110.32 18,434,374	113.31 18,933,848	2.800000 2028/12/01	3.81
9	United Kingdom Gilt	イギリス	国債証券	82,600	167.16 18,296,755	165.65 18,130,932	3.500000 2045/01/22	3.65
10	ITALIAN GOVERNMENT BOND	ユーロ	国債証券	124,000	98.85 14,842,461	101.11 15,180,874	0.650000 2023/10/15	3.05
11	SPANISH GOVERNMENT BOND	ユーロ	国債証券	108,000	100.53 13,146,338	101.95 13,331,634	0.250000 2024/07/30	2.68
12	Mexican Bonos	メキシコ	国債証券	2,300,000	109.63 11,750,572	111.33 11,933,314	7.500000 2027/06/03	2.40
13	SPANISH GOVERNMENT BOND	ユーロ	国債証券	53,000	174.39 11,191,281	185.72 11,918,098	5.150000 2044/10/31	2.40
14	SPANISH GOVERNMENT BOND	ユーロ	国債証券	88,000	108.53 11,564,141	109.38 11,655,015	1.400000 2028/04/30	2.34
15	ONTARIO PROVINCE	カナダ	地方債証券	124,000	112.10 10,954,199	112.52 10,995,140	2.900000 2028/06/02	2.21
16	SPANISH GOVERNMENT BOND	ユーロ	国債証券	56,000	155.54 10,546,562	160.89 10,909,724	5.750000 2032/07/30	2.19
17	FRENCH GOVERNMENT BOND	ユーロ	国債証券	79,000	108.70 10,397,598	109.68 10,492,008	1.000000 2027/05/25	2.11
18	Italy Buoni Poliennali Del Tesoro	ユーロ	国債証券	56,000	133.32 9,040,007	141.50 9,594,379	5.000000 2034/08/01	1.93
19	CANADIAN GOVERNMENT BOND	カナダ	国債証券	115,000	103.10 9,343,399	102.83 9,319,270	3.250000 2021/06/01	1.87
20	GERMAN GOVERNMENT BOND	ユーロ	国債証券	44,100	174.57 9,321,414	173.97 9,289,456	4.750000 2034/07/04	1.87
21	FRENCH GOVERNMENT BOND	ユーロ	国債証券	58,900	121.38 8,656,920	126.25 9,003,660	1.500000 2050/05/25	1.81
22	IRISH TREASURY	ユーロ	国債証券	72,800	100.95 8,898,890	101.24 8,924,012	－ 2022/10/18	1.79

23	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	49,800	154.56 8,292,895	153.55 8,238,865	4.500000 2036/02/15	1.66
24	IRISH TREASURY	ユーロ	国債証券	50,900	121.88 7,511,614	124.15 7,651,513	2.400000 2030/05/15	1.54
25	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	44,900	159.14 7,698,438	157.85 7,636,082	4.375000 2039/11/15	1.54
26	GERMAN GOVERNMENT BOND	ユーロ	国債証券	35,000	166.25 7,045,512	164.29 6,962,535	2.500000 2044/07/04	1.40
27	Mexican Bonos	メキシコ	国債証券	1,400,000	101.45 6,619,193	101.61 6,629,362	6.500000 2021/06/10	1.33
28	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	58,500	102.13 6,437,417	101.75 6,413,088	2.375000 2021/04/15	1.29
29	Italy Buoni Poliennali Del Tesoro	ユーロ	国債証券	30,000	136.39 4,954,339	148.90 5,408,861	4.750000 2044/09/01	1.09
30	ONTARIO PROVINCE	カナダ	地方債証券	51,000	125.10 5,027,800	128.61 5,168,618	3.450000 2045/06/02	1.04

(注)　投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
国債証券	83.06%
地方債証券	3.25%
特殊債券	12.34%
合計	98.65%

(注)　投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

(単位：円)

種類	地域	資産名	買建/売建	数量	簿価	時価	投資比率
為替予約取引	日本	カナダ・ドル売/円買 2020年9月	売建	440,000	34,770,120	34,636,800	△6.96%

		ユーロ売/円買 2020年9月	売建	2,131,300	257,394,969	258,206,995	△51.92%
		米ドル売/円買 2020年9月	売建	961,200	102,837,442	103,425,120	△20.80%
		メキシコ・ペソ売/円買 2020年9月	売建	4,127,000	19,414,192	18,984,200	△3.82%
		スウェーデン・クローネ売/円買 2020年9月	売建	5,399,400	61,721,459	62,309,076	△12.53%
		英ポンド売/円買 2020年9月	売建	152,000	20,284,445	20,124,800	△4.05%

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(注3) 為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

ダイワ海外好配当株マザーファンド

(1) 投資状況（2020年6月30日現在）

投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
株式		124,339,255	96.03
	内 韓国	9,703,980	7.49
	内 中国	3,932,310	3.04
	内 台湾	8,851,980	6.84
	内 シンガポール	2,195,604	1.70
	内 スウェーデン	2,828,388	2.18
	内 イギリス	16,013,915	12.37
	内 オランダ	4,187,032	3.23
	内 ベルギー	1,242,281	0.96
	内 フランス	2,254,510	1.74
	内 ドイツ	8,680,141	6.70
	内 スイス	5,947,661	4.59
	内 カナダ	1,743,876	1.35
	内 アメリカ	38,804,046	29.97
	内 オーストラリア	17,953,531	13.87
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		5,138,501	3.97
純資産総額		129,477,756	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 投資資産（2020年6月30日現在）

① 投資有価証券の主要銘柄

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	業種	株数、口数 また は 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	台湾	株式	情報技術	5,000	1,149.75 5,748,750	1,138.80 5,694,000	4.40
2	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	韓国	株式	情報技術	1,200	5,085.00 6,102,000	4,716.00 5,659,200	4.37
3	WESFARMERS LTD	オーストラリア	株式	一般消費財・サービス	1,480	2,896.09 4,286,222	3,240.37 4,795,758	3.70
4	SIEMENS AG-REG	ドイツ	株式	資本財・サービス	355	8,839.80 3,138,176	12,555.99 4,457,379	3.44
5	BHP GROUP LTD	オーストラリア	株式	素材	1,680	2,122.20 3,565,382	2,613.87 4,391,309	3.39
6	MICROSOFT CORP	アメリカ	株式	情報技術	200	17,407.55 3,481,510	21,379.92 4,275,985	3.30
7	NEXTERA ENERGY INC	アメリカ	株式	公益事業	160	29,285.88 4,685,742	25,667.97 4,106,876	3.17
8	HYUNDAI MOTOR CO	韓国	株式	一般消費財・サービス	460	9,945.00 4,574,700	8,793.00 4,044,780	3.12
9	JOHNSON & JOHNSON	アメリカ	株式	ヘルスケア	270	13,528.48 3,652,707	14,980.16 4,044,646	3.12
10	GLAXOSMITHKLINE PLC	イギリス	株式	ヘルスケア	1,670	2,111.67 3,526,505	2,205.49 3,683,179	2.84
11	KONINKLIJKE AHOLD DELHAIZE N	オランダ	株式	生活必需品	1,200	2,465.06 2,958,099	2,920.44 3,504,540	2.71
12	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	スイス	株式	ヘルスケア	90	33,213.99 2,989,266	37,526.76 3,377,409	2.61
13	MEGA FINANCIAL HOLDING CO LT	台湾	株式	金融	28,000	118.44 3,316,390	112.78 3,157,980	2.44

14	LOCKHEED MARTIN CORP	アメリカ	株式	資本財・サービス	75	41,207.31 3,090,549	39,594.45 2,969,584	2.29
15	CHINA MOBILE LTD	中国	株式	コミュニケーション・サービス	4,000	840.95 3,363,800	720.02 2,880,080	2.22
16	MCDONALD'S CORP	アメリカ	株式	一般消費財・サービス	145	20,463.59 2,967,235	19,694.87 2,855,756	2.21
17	MONDI PLC	イギリス	株式	素材	1,320	2,108.23 2,782,869	2,014.15 2,658,681	2.05
18	TELSTRA CORP LTD	オーストラリア	株式	コミュニケーション・サービス	11,080	262.27 2,905,996	231.24 2,562,188	1.98
19	BAE SYSTEMS PLC	イギリス	株式	資本財・サービス	3,830	791.34 3,030,869	656.85 2,515,743	1.94
20	COCA-COLA CO/THE	アメリカ	株式	生活必需品	520	5,953.71 3,095,930	4,779.34 2,485,260	1.92
21	CSL LTD	オーストラリア	株式	ヘルスケア	110	23,241.90 2,556,610	21,392.69 2,353,196	1.82
22	AXA SA	フランス	株式	金融	1,000	2,421.60 2,421,600	2,254.50 2,254,510	1.74
23	CAPITALAND LTD	シンガポール	株式	不動産	10,000	273.67 2,736,774	219.56 2,195,604	1.70
24	ALLIANZ SE-REG	ドイツ	株式	金融	100	22,872.01 2,287,201	21,821.03 2,182,104	1.69
25	E.ON SE	ドイツ	株式	公益事業	1,700	1,285.86 2,185,978	1,200.38 2,040,658	1.58
26	AT&T INC	アメリカ	株式	コミュニケーション・サービス	630	3,788.46 2,386,743	3,222.50 2,030,177	1.57
27	NESTLE SA-REG	スイス	株式	生活必需品	170	11,451.07 1,946,682	11,879.04 2,019,437	1.56
28	ESSITY AKTIEBOLAG-B	スウェーデン	株式	生活必需品	550	3,543.54 1,948,947	3,467.31 1,907,021	1.47

29	INTEL CORP	アメリカ	株式	情報技術	300	6,008.65 1,802,598	6,278.00 1,883,403	1.45
30	BP PLC	イギリス	株式	エネルギー	4,380	523.67 2,293,716	417.27 1,827,660	1.41

(注)　投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
株式	96.03%
合計	96.03%

(注)　投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

業種	投資比率
エネルギー	2.74%
素材	6.37%
資本財・サービス	7.68%
一般消費財・サービス	9.03%
生活必需品	12.68%
ヘルスケア	15.22%
金融	13.92%
情報技術	15.37%
コミュニケーション・サービス	5.77%
公益事業	4.75%
不動産	2.51%
合計	96.03%

(注)　投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

ダイワ・グローバルＲＥＩＴ・マザーファンド

(1) 投資状況（2020年6月30日現在）

投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
投資証券		67,486,519,101	95.15
	内 香港	1,950,745,124	2.75
	内 シンガポール	5,867,841,904	8.27
	内 イギリス	5,797,173,945	8.17
	内 オランダ	263,653,668	0.37
	内 ベルギー	2,879,814,513	4.06
	内 フランス	4,166,470,058	5.87
	内 ドイツ	518,623,356	0.73
	内 カナダ	1,834,220,382	2.59
	内 アメリカ	33,936,646,475	47.85
	内 オーストラリア	9,345,974,692	13.18
	内 ニュージーランド	925,354,984	1.30
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		3,439,344,321	4.85
純資産総額		70,925,863,422	100.00

その他の資産の投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
為替予約取引（買建）		507,652,732	0.72
	内 日本	507,652,732	0.72
為替予約取引（売建）		508,522,643	△0.72
	内 日本	508,522,643	△0.72

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(注3) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(2) 投資資産（2020年6月30日現在）

① 投資有価証券の主要銘柄

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 また は 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資比率 (%)
1	EQUINIX INC	アメリカ	投資証券	43,918	67,256.15 2,953,760,077	74,224.24 3,259,780,207	4.60
2	GOODMAN GROUP	オーストラリア	投資証券	2,599,814	1,008.83 2,622,873,622	1,110.41 2,886,876,103	4.07

3	PROLOGIS INC	アメリカ	投資証券	280,112	8,384.32 2,348,550,549	9,822.65 2,751,443,761	3.88
4	SEGRO PLC	イギリス	投資証券	1,973,201	992.89 1,959,420,747	1,182.78 2,333,871,084	3.29
5	LINK REIT	香港	投資証券	2,204,892	1,013.93 2,235,631,981	884.73 1,950,745,124	2.75
6	MIRVAC GROUP	オーストラリア	投資証券	12,143,708	187.13 2,273,345,730	160.31 1,946,874,409	2.74
7	DUKE REALTY CORP	アメリカ	投資証券	511,052	3,463.73 1,770,181,135	3,725.64 1,904,000,475	2.68
8	WELLTOWER INC	アメリカ	投資証券	342,112	5,393.46 1,845,171,193	5,522.75 1,889,399,869	2.66
9	PUBLIC STORAGE	アメリカ	投資証券	90,373	22,436.31 2,027,641,891	20,589.11 1,860,700,000	2.62
10	PARKWAYLIFE REAL ESTATE	シンガポール	投資証券	6,612,277	247.39 1,636,118,196	265.17 1,753,399,313	2.47
11	CHARTER HALL GROUP	オーストラリア	投資証券	2,514,155	649.10 1,632,091,414	696.68 1,751,582,624	2.47
12	ESSEX PROPERTY TRUST INC	アメリカ	投資証券	64,124	29,707.15 1,904,941,299	24,395.56 1,564,341,415	2.21
13	UDR INC	アメリカ	投資証券	393,965	4,811.66 1,895,628,941	3,963.75 1,561,580,581	2.20
14	KLEPIERRE	フランス	投資証券	733,585	2,039.47 1,496,139,599	2,124.34 1,558,390,267	2.20
15	SIMON PROPERTY GROUP INC	アメリカ	投資証券	200,853	8,469.65 1,701,169,123	7,340.32 1,474,326,538	2.08
16	KEPPEL DC REIT	シンガポール	投資証券	7,431,241	165.59 1,230,617,361	197.14 1,464,998,566	2.07
17	EXTRA SPACE STORAGE INC	アメリカ	投資証券	146,170	10,300.80 1,505,675,210	9,893.76 1,446,171,513	2.04
18	INVITATION HOMES INC	アメリカ	投資証券	480,383	2,914.36 1,400,012,363	2,918.67 1,402,082,621	1.98
19	VICI PROPERTIES INC	アメリカ	投資証券	639,094	1,795.48 1,147,532,919	2,154.80 1,377,119,751	1.94
20	VENTAS INC	アメリカ	投資証券	319,000	3,167.12 1,010,326,914	3,954.05 1,261,344,502	1.78
21	AEDIFICA	ベルギー	投資証券	104,061	10,542.91 1,097,108,012	11,768.97 1,224,691,412	1.73
22	ALLIED PROPERTIES REAL ESTAT	カナダ	投資証券	384,355	3,805.25 1,462,567,632	3,152.00 1,211,486,960	1.71

23	VEREIT INC	アメリカ	投資証券	1,659,975	727.46 1,207,691,344	699.23 1,160,708,635	1.64
24	HEALTHPEAK PROPERTIES INC	アメリカ	投資証券	371,726	2,793.48 1,038,441,496	2,928.37 1,088,552,456	1.53
25	NATIONAL STORAGE REIT	オーストラリア	投資証券	7,875,822	146.79 1,156,226,640	136.67 1,076,451,599	1.52
26	DIGITAL REALTY TRUST INC	アメリカ	投資証券	69,022	15,250.70 1,052,646,038	15,097.60 1,042,066,975	1.47
27	GECINA SA	フランス	投資証券	73,720	15,062.35 1,110,396,589	13,343.01 983,647,140	1.39
28	INGENIA COMMUNITIES GROUP	オーストラリア	投資証券	3,004,411	314.95 946,323,170	322.11 967,771,257	1.36
29	COFINIMMO	ベルギー	投資証券	64,260	15,063.68 967,999,045	14,844.40 953,901,658	1.34
30	GOODMAN PROPERTY TRUST	ニュージーランド	投資証券	6,533,401	140.11 915,839,916	141.63 925,354,984	1.30

(注)　投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
投資証券	95.15%
合計	95.15%

(注)　投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

(単位：円)

種類	地域	資産名	買建/売建	数量	簿価	時価	投資比率
為替予約取引	日本	米ドル買/円売 2020年7月	買建	3,161,366	341,050,489	340,573,931	0.48%
		シンガポール・ドル買/円売 2020年7月	買建	2,161,433	166,500,978	167,078,801	0.24%

		ニュージーランド・ドル売/円買 2020年7月	売建	491,083	33,928,927	33,924,016	△0.05%
		シンガポール・ドル売/円買 2020年7月	売建	871,341	67,363,372	67,354,659	△0.09%
		米ドル売/円買 2020年7月	売建	1,555,212	166,500,978	167,542,970	△0.24%
		豪ドル売/円買 2020年7月	売建	2,671,888	197,399,049	197,372,331	△0.28%
		香港ドル売/円買 2020年7月	売建	3,047,420	42,359,141	42,328,667	△0.06%

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(注3) 為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

（参考情報）運用実績

●ダイワ外国3資産バランス・ファンド（部分為替ヘッジあり）

2020年6月30日現在　　※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

基準価額	12,647円
純資産総額	2.3億円

基準価額の騰落率

期間	ファンド
1カ月間	1.6%
3カ月間	6.2%
6カ月間	−4.7%
1年間	0.1%
3年間	5.0%
5年間	5.7%
設定来	26.5%

※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金（税引前）を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。
※基準価額の計算において運用管理費用（信託報酬）は控除しています。

分配の推移（10,000口当たり、税引前）

直近1年間分配金合計額：　0円　　設定来分配金合計額：　0円

決算期	第1期 14年6月	第2期 15年6月	第3期 16年6月	第4期 17年6月	第5期 18年6月	第6期 19年6月	第7期 20年6月					
分配金	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円					

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

マザーファンド(MF)別構成	比率	資産別構成	銘柄数	比率	通貨別構成	比率	組入上位銘柄（除く債券）	国・地域名	比率
ダイワ先進国債券(ヘッジあり)MF	51.6%	外国債券	40	50.9%	日本円	53.0%	EQUINIX INC	アメリカ	1.1%
ダイワ海外好配当株MF	24.1%	外国株式	54	23.2%	米ドル	19.3%	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	台湾	1.1%
ダイワ・グローバルREIT MF	23.4%	外国リート	65	22.3%	豪ドル	6.6%	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	韓国	1.1%
					ユーロ	5.8%	GOODMAN GROUP	オーストラリア	1.0%
					英ポンド	4.8%	PROLOGIS INC	アメリカ	0.9%
					シンガポール・ドル	2.4%	WESFARMERS LTD	オーストラリア	0.9%
					韓国ウォン	1.8%	SIEMENS AG-REG	ドイツ	0.8%
					台湾ドル	1.7%	BHP GROUP LTD	オーストラリア	0.8%
					香港ドル	1.4%	MICROSOFT CORP	アメリカ	0.8%
		コール・ローン、その他		3.7%	その他	3.1%	SEGRO PLC	イギリス	0.8%
合計	99.1%	合計	159	100.0%	合計	100.0%	合計		9.2%

※外国株式の国・地域名については、原則としてMSCI Inc.が提供するリスク所在国・地域に基づいて表示しています。

年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。

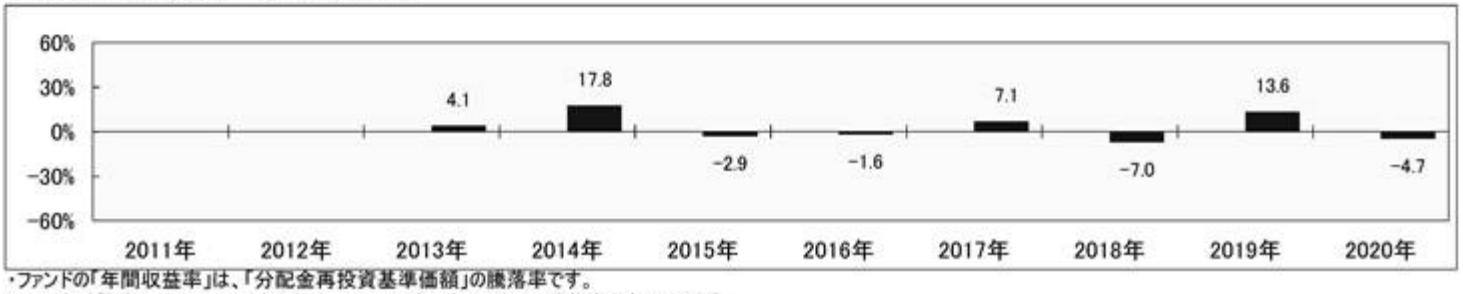

・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。
・2013年は設定日（10月11日）から年末、2020年は6月30日までの騰落率を表しています。

委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

【ダイワ外国３資産バランス・ファンド（為替ヘッジなし）】

(1) 【投資状況】 (2020年6月30日現在)

投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券		276,616,768	99.12
	内 日本	276,616,768	99.12
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		2,450,026	0.88
純資産総額		279,066,794	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 【投資資産】 (2020年6月30日現在)

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資比率 (%)
1	ダイワ先進国債券マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	90,537,976	1.4831 134,277,119	1.4895 134,856,315	48.32
2	ダイワ海外好配当株マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	53,097,140	1.3605 72,238,658	1.3651 72,482,905	25.97
3	ダイワ・グローバルＲＥＩＴ・マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	29,835,292	2.3208 69,241,745	2.3220 69,277,548	24.82

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
親投資信託受益証券	99.12%
合計	99.12%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第1計算期間末 (2014年6月26日)	102,699,381	102,699,381	1.1053	1.1053
第2計算期間末 (2015年6月26日)	272,785,971	272,785,971	1.2877	1.2877
第3計算期間末 (2016年6月27日)	270,202,487	270,202,487	1.0339	1.0339
第4計算期間末 (2017年6月26日)	323,399,803	323,399,803	1.1731	1.1731
第5計算期間末 (2018年6月26日)	333,075,499	333,075,499	1.1782	1.1782
第6計算期間末 (2019年6月26日)	312,877,202	312,877,202	1.1981	1.1981
2019年6月末日	313,749,244	－	1.2006	－
7月末日	314,734,386	－	1.2056	－
8月末日	308,845,874	－	1.1767	－
9月末日	313,860,299	－	1.2062	－
10月末日	313,956,079	－	1.2454	－
11月末日	307,675,204	－	1.2496	－
12月末日	300,527,607	－	1.2691	－
2020年1月末日	294,063,415	－	1.2674	－
2月末日	287,581,066	－	1.2323	－
3月末日	254,586,463	－	1.0944	－
4月末日	265,981,340	－	1.1344	－
5月末日	273,242,188	－	1.1583	－
第7計算期間末 (2020年6月26日)	277,985,023	277,985,023	1.1757	1.1757

6月末日	279,066,794	－	1.1792	－

② 【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第1計算期間	0.0000
第2計算期間	0.0000
第3計算期間	0.0000
第4計算期間	0.0000
第5計算期間	0.0000
第6計算期間	0.0000
第7計算期間	0.0000

③ 【収益率の推移】

	収益率(%)
第1計算期間	10.5
第2計算期間	16.5
第3計算期間	△19.7
第4計算期間	13.5
第5計算期間	0.4
第6計算期間	1.7
第7計算期間	△1.9

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量（口）	解約数量（口）
第1計算期間	93,654,112	1,737,937
第2計算期間	139,000,172	20,081,084
第3計算期間	63,463,606	13,956,277
第4計算期間	49,093,802	34,766,000
第5計算期間	41,748,500	34,731,071
第6計算期間	33,182,737	54,723,775
第7計算期間	29,767,839	54,473,074

（注） 当初設定数量は1,000,000口です。

（参考）マザーファンド

ダイワ先進国債券マザーファンド

(1) 投資状況（2020年6月30日現在）

投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
国債証券		108,324,916	80.33
	内 ユーロ	26,188,189	19.42
	内 イギリス	22,597,421	16.76
	内 カナダ	18,866,184	13.99
	内 アメリカ	19,549,064	14.50
	内 メキシコ	2,594,199	1.92
	内 オーストラリア	18,529,859	13.74
地方債証券		7,874,303	5.84
	内 カナダ	7,874,303	5.84
特殊債券		8,906,819	6.60
	内 オーストラリア	8,906,819	6.60
社債券		5,688,079	4.22
	内 アメリカ	5,688,079	4.22
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		4,062,039	3.01
純資産総額		134,856,156	100.00

その他の資産の投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
為替予約取引（買建）		13,308,480	9.87
	内 日本	13,308,480	9.87
為替予約取引（売建）		13,376,035	△9.92
	内 日本	13,376,035	△9.92

（注1） 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2） 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

（注3） 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

（2）投資資産（2020年6月30日現在）

① 投資有価証券の主要銘柄

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 また は 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資比率 (%)
1	AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND	オーストラリア	国債証券	171,000	119.94 15,153,227	120.76 15,256,190	3.250000 2029/04/21	11.31
2	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	109,000	100.93 11,853,228	101.74 11,948,704	2.250000 2021/04/30	8.86

3	CANADIAN GOVERNMENT BOND	カナダ	国債証券	118,000	96.64 8,986,150	103.99 9,669,406	1.000000 2027/06/01	7.17
4	CANADIAN GOVERNMENT BOND	カナダ	国債証券	101,000	104.74 8,336,609	109.22 8,692,919	2.250000 2025/06/01	6.45
5	BRITISH COLUMBIA	カナダ	地方債証券	85,000	118.94 7,966,802	117.56 7,874,302	8.750000 2022/08/19	5.84
6	United Kingdom Gilt	イギリス	国債証券	42,000	105.49 5,871,351	108.84 6,057,792	1.250000 2027/07/22	4.49
7	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	44,600	105.34 5,061,945	124.60 5,987,331	2.500000 2046/02/15	4.44
8	RABOBANK NEDERLAND	アメリカ	社債券	50,000	104.09 5,607,543	105.58 5,688,079	3.875000 2022/02/08	4.22
9	Italy Buoni Poliennali Del Tesoro	ユーロ	国債証券	40,000	118.55 5,742,049	114.71 5,555,731	4.500000 2024/03/01	4.12
10	United Kingdom Gilt	イギリス	国債証券	37,300	109.11 5,393,290	110.96 5,484,432	2.000000 2025/09/07	4.07
11	QUEENSLAND TREASURY CORP.	オーストラリア	特殊債券	60,000	121.23 5,373,949	120.92 5,360,274	5.750000 2024/07/22	3.97
12	IRISH TREASURY	ユーロ	国債証券	38,000	110.18 5,069,747	110.65 5,091,280	1.100000 2029/05/15	3.78
13	ITALIAN GOVERNMENT BOND	ユーロ	国債証券	38,000	107.78 4,959,184	106.84 4,915,843	2.450000 2023/10/01	3.65
14	SPANISH GOVERNMENT BOND	ユーロ	国債証券	35,000	109.10 4,623,439	108.07 4,579,917	1.300000 2026/10/31	3.40
15	United Kingdom Gilt	イギリス	国債証券	26,000	108.38 3,734,282	106.90 3,683,051	4.000000 2022/03/07	2.73
16	AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND	オーストラリア	国債証券	39,000	113.14 3,259,925	113.61 3,273,669	3.250000 2025/04/21	2.43
17	EUROPEAN INVESTMENT BANK	オーストラリア	特殊債券	35,000	108.42 2,803,524	105.47 2,727,475	6.250000 2021/06/08	2.02
18	United Kingdom Gilt	イギリス	国債証券	18,000	108.91 2,597,866	113.18 2,699,594	1.625000 2028/10/22	2.00
19	Mexican Bonos	メキシコ	国債証券	500,000	104.38 2,432,123	111.33 2,594,198	7.500000 2027/06/03	1.92
20	United Kingdom Gilt	イギリス	国債証券	17,000	106.87 2,407,541	107.41 2,419,795	2.250000 2023/09/07	1.79
21	SPANISH GOVERNMENT BOND	ユーロ	国債証券	15,000	102.14 1,855,175	101.51 1,843,769	0.400000 2022/04/30	1.37

22	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	13,700	105.53 1,557,785	109.28 1,613,028	1.625000 2029/08/15	1.20
23	Belgium Government Bond	ユーロ	国債証券	10,000	109.83 1,329,821	110.16 1,333,841	0.900000 2029/06/22	0.99
24	United Kingdom Gilt	イギリス	国債証券	9,000	100.96 1,204,054	100.84 1,202,667	1.500000 2021/01/22	0.89
25	SPANISH GOVERNMENT BOND	ユーロ	国債証券	9,000	110.85 1,208,041	109.38 1,191,990	1.400000 2028/04/30	0.88
26	United Kingdom Gilt	イギリス	国債証券	7,400	106.50 1,044,311	107.08 1,050,086	0.875000 2029/10/22	0.78
27	FRENCH GOVERNMENT BOND	ユーロ	国債証券	6,700	110.04 892,724	109.68 889,827	1.000000 2027/05/25	0.66
28	KFW-KREDIT WIEDERAUFBAU	オーストラリア	特殊債券	11,000	104.18 846,690	100.78 819,067	6.000000 2020/08/20	0.61
29	CANADIAN GOVERNMENT BOND	カナダ	国債証券	6,000	106.23 502,255	106.56 503,858	1.500000 2026/06/01	0.37
30	ITALIAN GOVERNMENT BOND	ユーロ	国債証券	3,000	117.60 427,195	110.42 401,118	2.700000 2047/03/01	0.30

(注)　投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
国債証券	80.33%
地方債証券	5.84%
特殊債券	6.60%
社債券	4.22%
合計	96.99%

(注)　投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

(単位：円)

種類	地域	資産名	買建/売建	数量	簿価	時価	投資比率

為替予約取引	日本	豪ドル買/円売 2020年7月	買建	144,000	10,740,031	10,637,280	7.89%
		ノルウェー・クローネ買/円売 2020年7月	買建	240,000	2,714,443	2,671,200	1.98%
		カナダ・ドル売/円買 2020年7月	売建	135,487	10,740,031	10,673,643	△7.91%
		ユーロ売/円買 2020年7月	売建	22,317	2,714,443	2,702,392	△2.00%

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(注3) 為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

ダイワ海外好配当株マザーファンド

前記「ダイワ外国３資産バランス・ファンド（部分為替ヘッジあり）」の記載と同じ。

ダイワ・グローバルＲＥＩＴ・マザーファンド

前記「ダイワ外国３資産バランス・ファンド（部分為替ヘッジあり）」の記載と同じ。

（参考情報）運用実績

●ダイワ外国3資産バランス・ファンド（為替ヘッジなし）

2020年6月30日現在　　※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

基準価額	11,792円
純資産総額	2.7億円

基準価額の騰落率

期間	ファンド
1カ月間	1.8%
3カ月間	7.7%
6カ月間	−7.1%
1年間	−1.8%
3年間	−0.5%
5年間	−6.4%
設定来	17.9%

※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金（税引前）を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。
※基準価額の計算において運用管理費用（信託報酬）は控除しています。

分配の推移（10,000口当たり、税引前）

直近1年間分配金合計額：　0円　　設定来分配金合計額：　0円

決算期	第1期 14年6月	第2期 15年6月	第3期 16年6月	第4期 17年6月	第5期 18年6月	第6期 19年6月	第7期 20年6月				
分配金	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円				

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

マザーファンド(MF)別構成	比率	資産別構成	銘柄数	比率	通貨別構成	比率	組入上位銘柄（除く債券）	国・地域名	比率
ダイワ先進国債券MF	48.3%	外国債券	31	46.9%	米ドル	29.7%	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	台湾	1.1%
ダイワ海外好配当株MF	26.0%	外国株式	54	24.9%	豪ドル	21.0%	EQUINIX INC	アメリカ	1.1%
ダイワ・グローバルREIT MF	24.8%	外国リート	65	23.6%	ユーロ	14.8%	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	韓国	1.1%
					英ポンド	13.7%	GOODMAN GROUP	オーストラリア	1.0%
					カナダ・ドル	6.9%	PROLOGIS INC	アメリカ	1.0%
					シンガポール・ドル	2.6%	WESFARMERS LTD	オーストラリア	1.0%
					韓国ウォン	2.0%	SIEMENS AG-REG	ドイツ	0.9%
					日本円	1.9%	BHP GROUP LTD	オーストラリア	0.9%
					台湾ドル	1.8%	MICROSOFT CORP	アメリカ	0.9%
		コール・ローン、その他		4.6%	その他	5.7%	NEXTERA ENERGY INC	アメリカ	0.8%
合計	99.1%	合計	150	100.0%	合計	100.0%	合計		9.8%

※外国株式の国・地域名については、原則としてMSCI Inc.が提供するリスク所在国・地域に基づいて表示しています。

年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。

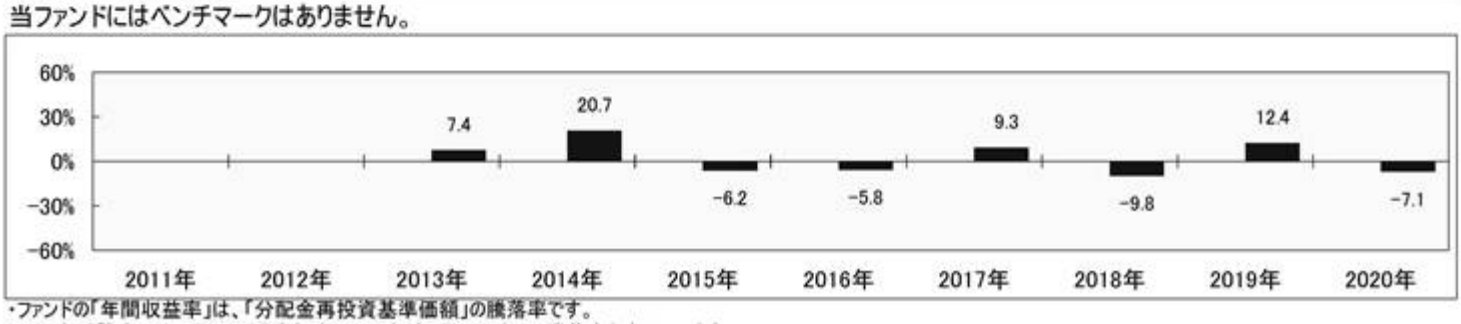

・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。
・2013年は設定日（10月11日）から年末、2020年は6月30日までの騰落率を表しています。

委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

第２ 【管理及び運営】

１ 【申込(販売)手続等】

受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。

当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。

「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める積立投資約款にしたがい契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。

販売会社は、受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位をもって、取得の申込みに応じることができます。

ただし、販売会社は、ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、ニューヨークの銀行またはロンドンの銀行のいずれかの休業日と同じ日付の日を取得申込受付日とする受益権の取得申込みの受付けを行ないません。

お買付価額（1万口当たり）は、お買付申込受付日の翌営業日の基準価額です。

お買付時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。申込手数料には、消費税等が課されます。なお、「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

委託会社の各営業日の午後3時までに受付けた取得の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付けを中止することができます。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

２ 【換金(解約)手続等】

委託会社の各営業日の午後3時までに受付けた換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の解約請求には制限があります。

＜一部解約＞

受益者は、自己に帰属する受益権について、最低単位を1口単位として販売会社が定める単位をもって、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

ただし、販売会社は、ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、ニューヨークの銀行またはロンドンの銀行のいずれかの休業日と同じ日付の日を一部解約請求受付日とする一部解約の実行の請求の受付けを行ないません。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

解約価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

解約価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

解約価額（基準価額）は、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター）　0120-106212

（営業日の9:00～17:00）

・委託会社のホームページ

アドレス　https://www.daiwa-am.co.jp/

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止することができます。一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、当該計算日の翌営業日の基準価額とします。

一部解約金は、販売会社の営業所等において、原則として一部解約の実行の請求受付日から起算して5営業日目から受益者に支払います。

受託会社は、一部解約金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払込みます。受託会社は、委託会社の指定する預金口座等に一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

3　【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した1万口当たりの価額をいいます。

純資産総額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価（注1、注2）により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（注1）当ファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

・マザーファンドの受益証券：計算日の基準価額で評価します。

（注2）マザーファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

・公社債等：原則として、次に掲げるいずれかの価額で評価します。

1. 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）
2. 価格情報会社の提供する価額

・海外の金融商品取引所上場株式：原則として当該取引所における計算時に知り得る直近の日の最終相場で評価します。

・海外の店頭登録株式：原則として当該海外店頭市場における計算時に知り得る直近の日の最終相場または最終買気配相場で評価します。

・海外の金融商品取引所上場の不動産投資信託証券：原則として当該取引所における計算時に知り得る直近の日の最終相場で評価します。

なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター）　0120-106212

（営業日の9:00～17:00）

・委託会社のホームページ

アドレス　https://www.daiwa-am.co.jp/

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

2013年10月11日から2028年6月26日までとします。ただし、(5)①により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

(4) 【計算期間】

毎年6月27日から翌年6月26日までとします。ただし、第1計算期間は、2013年10月11日から2014年6月26日までとします。

上記にかかわらず、上記により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日には適用しません。

(5) 【その他】

① 信託の終了

1. 委託会社は、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合もしくは信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

2. 委託会社は、前1. の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

3. 前2. の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本3. において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

4. 前2. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。

5. 前2. から前4. までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前2. から前4. までの手続きを行なうことが困難な場合も同じとします。

6. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。

7. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、②の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

8. 受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 信託約款の変更等

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは当ファンドと他のファンドとの併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨お

よびその内容を監督官庁に届出ます。なお、信託約款は本②の1.から7.までに定める以外の方法によって変更することができないものとします。

2. 委託会社は、前1.の事項（前1.の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前1.の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

3. 前2.の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本3.において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

4. 前2.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。

5. 書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。

6. 前2.から前5.までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

7. 前1.から前6.までの規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。

8. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前1.から前7.までの規定にしたがいます。

③ 反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

④ 運用報告書

1. 委託会社は、運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況、費用明細などのうち重要な事項を記載した交付運用報告書（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第4項に定める運用報告書）を計算期間の末日ごとに作成し、信託財産にかかる知れている受益者に対して交付します。また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。

2. 委託会社は、運用報告書（全体版）（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書）を作成し、委託会社のホームページに掲載します。

・委託会社のホームページ

アドレス　https://www.daiwa-am.co.jp/

3. 前2.の規定にかかわらず、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

⑤ 公告

1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

https://www.daiwa-am.co.jp/

2. 前1. の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑥ 関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約は、期間満了の1か月（または3か月）前までに、委託会社および販売会社いずれからも何ら意思の表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

4 【受益者の権利等】

信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益者の有する主な権利の内容、その行使の方法等は、次のとおりです。

① 収益分配金および償還金にかかる請求権

受益者は、収益分配金（分配金額は、委託会社が決定します。）および償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払います。

上記にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として信託終了日から起算して5営業日までに支払います。

収益分配金および償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

受益者が、収益分配金については支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

② 換金請求権

受益者は、保有する受益権を換金する権利を有します。権利行使の方法等については、「２ 換金（解約）手続等」をご参照下さい。

第３　【ファンドの経理状況】

【ダイワ外国３資産バランス・ファンド（部分為替ヘッジあり）】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第7期計算期間（2019年6月27日から2020年6月26日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

ダイワ外国３資産バランス・ファンド（部分為替ヘッジあり）

(1)【貸借対照表】

（単位：円）

	第6期 2019年6月26日現在	第7期 2020年6月26日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	3,987,928	3,725,539
親投資信託受益証券	243,020,490	233,186,979
未収入金	160,000	－
流動資産合計	247,168,418	236,912,518
資産合計	247,168,418	236,912,518
負債の部		
流動負債		
未払解約金	311,289	3,125
未払受託者報酬	65,182	63,949
未払委託者報酬	1,591,395	1,561,528
その他未払費用	9,689	9,511
流動負債合計	1,977,555	1,638,113
負債合計	1,977,555	1,638,113
純資産の部		
元本等		
元本	※1 193,890,219	※1 186,295,483
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	51,300,644	48,978,922
（分配準備積立金）	18,675,754	14,973,793
元本等合計	245,190,863	235,274,405
純資産合計	245,190,863	235,274,405
負債純資産合計	247,168,418	236,912,518

(2)【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第6期 自　2018年6月27日 至　2019年6月26日	第7期 自　2019年6月27日 至　2020年6月26日
営業収益		
受取利息	―	7
有価証券売買等損益	13,771,552	3,328,489
営業収益合計	13,771,552	3,328,496
営業費用		
支払利息	2,005	1,200
受託者報酬	133,255	131,163
委託者報酬	※1 3,253,144	※1 3,202,859
その他費用	19,982	19,608
営業費用合計	3,408,386	3,354,830
営業利益又は営業損失（△）	10,363,166	△ 26,334
経常利益又は経常損失（△）	10,363,166	△ 26,334
当期純利益又は当期純損失（△）	10,363,166	△ 26,334
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	351,519	600,704
期首剰余金又は期首欠損金（△）	44,042,637	51,300,644
剰余金増加額又は欠損金減少額	6,557,959	9,340,962
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	6,557,959	9,340,962
剰余金減少額又は欠損金増加額	9,311,599	11,035,646
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	9,311,599	11,035,646
分配金	※2 ―	※2 ―
期末剰余金又は期末欠損金（△）	51,300,644	48,978,922

(3) 【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区　分	第7期 自　2019年6月27日 至　2020年6月26日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

区　分	第6期 2019年6月26日現在	第7期 2020年6月26日現在
1.　※1　期首元本額	207,729,700円	193,890,219円
期中追加設定元本額	30,064,982円	33,827,976円
期中一部解約元本額	43,904,463円	41,422,712円
2.　計算期間末日における受益権の総数	193,890,219口	186,295,483口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

区　分	第6期 自　2018年6月27日 至　2019年6月26日	第7期 自　2019年6月27日 至　2020年6月26日
1.　※1　投資信託財産（親投資信託）の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用	323,946円	316,089円

2．※2 分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（0円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（10,012,194円）、投資信託約款に規定される収益調整金（32,626,691円）及び分配準備積立金（8,663,560円）より分配対象額は51,302,445円（1万口当たり2,645.95円）であり、分配を行っておりません。	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（0円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（34,007,653円）及び分配準備積立金（14,973,793円）より分配対象額は48,981,446円（1万口当たり2,629.23円）であり、分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ 金融商品の状況に関する事項

区　分	第7期 自　2019年6月27日 至　2020年6月26日
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2．金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、親投資信託受益証券を通じて有価証券、デリバティブ取引に投資しております。 これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。
3．金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項

区　分	第7期 2020年6月26日現在
1．金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2．金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種　類	第6期 2019年6月26日現在 当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	第7期 2020年6月26日現在 当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	12,723,793	1,667,559
合計	12,723,793	1,667,559

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第6期 2019年6月26日現在	第7期 2020年6月26日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第7期 自　2019年6月27日 至　2020年6月26日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	第6期 2019年6月26日現在	第7期 2020年6月26日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.2646円 (12,646円)	1.2629円 (12,629円)

(4) 【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種　類	銘　柄	券面総額	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	ダイワ先進国債券（為替ヘッジあり）マザーファンド	95,803,418	121,660,760	
	ダイワ・グローバルＲＥＩＴ・マザーファンド	23,669,728	54,932,704	
	ダイワ海外好配当株マザーファンド	41,597,586	56,593,515	
親投資信託受益証券　合計			233,186,979	
合計			233,186,979	

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは、「ダイワ先進国債券（為替ヘッジあり）マザーファンド」受益証券、「ダイワ海外好配当株マザーファンド」受益証券及び「ダイワ・グローバルＲＥＩＴ・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、当ファンドの計算期間末日（以下、「期末日」）における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「ダイワ先進国債券（為替ヘッジあり）マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	2019年6月26日現在	2020年6月26日現在
	金　額（円）	金　額（円）
資産の部		

流動資産		
預金	6,016,822	10,909,340
コール・ローン	18,419,199	559,048
国債証券	339,148,550	410,162,949
地方債証券	19,132,908	16,086,748
特殊債券	50,017,215	61,019,851
社債券	3,252,892	－
派生商品評価勘定	111,123	1,950,375
未収入金	27,112,708	12,029,150
未収利息	1,800,250	2,058,465
前払費用	296,826	1,233,177
流動資産合計	465,308,493	516,009,103
資産合計	465,308,493	516,009,103
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	397,177	288,502
未払金	138,812	18,787,520
未払解約金	36,106,000	161,000
その他未払費用	－	6
流動負債合計	36,641,989	19,237,028
負債合計	36,641,989	19,237,028
純資産の部		
元本等		
元本 ※1	355,325,933	391,181,524
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	73,340,571	105,590,551
元本等合計	428,666,504	496,772,075
純資産合計	428,666,504	496,772,075
負債純資産合計	465,308,493	516,009,103

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区　分	自　2019年6月27日 至　2020年6月26日
1．有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券及び社債券

	個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（貸借対照表に関する注記）

区　分	2019年6月26日現在	2020年6月26日現在
1．※1　期首	2018年6月27日	2019年6月27日
期首元本額	463,452,802円	355,325,933円
期中追加設定元本額	384,903,349円	477,855,641円
期中一部解約元本額	493,030,218円	442,000,050円
期末元本額の内訳		
ファンド名		

	ダイワ先進国債券（為替ヘッジあり）資金拠出用ファンド（適格機関投資家専用）	48,881,566円	48,881,566円
	ダイワ外国３資産バランス・ファンド（部分為替ヘッジあり）	101,318,919円	95,803,418円
	ダイワ外国３資産アロケーション・ファンド（部分為替ヘッジあり）	205,125,448円	246,496,540円
	計	355,325,933円	391,181,524円
2.	期末日における受益権の総数	355,325,933口	391,181,524口

（金融商品に関する注記）

Ⅰ 金融商品の状況に関する事項

区　分	自　2019年6月27日 至　2020年6月26日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。 これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。 外貨建資産について為替変動リスクを回避すること、および外貨建資産の売買代金等の受取りまたは支払いを目的として、投資信託約款に従って為替予約取引を利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。 デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項

区　分	2020年6月26日現在
1．金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2．金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種　類	2019年6月26日現在 当期間の損益に含まれた評価差額（円）	2020年6月26日現在 当期間の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	9,933,207	4,699,305
地方債証券	387,683	169,650
特殊債券	336,266	90,671
社債券	2,410	―
合計	10,659,566	4,959,626

（注）　「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間（2019年5月9日から2019年6月26日まで、及び2020年5月9日から2020年6月26日まで）を指しております。

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

種　類	2019年6月26日 現在				2020年6月26日 現在			
	契約額等 (円)	うち1年超	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち1年超	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引以外の取引								
為替予約取引								

売 建	431,688,576	－	431,974,630	△286,054	511,788,148	－	510,126,275	1,661,873
アメリカ・ドル	107,415,239	－	107,661,600	△246,361	107,281,222	－	107,297,805	△16,583
イギリス・ポンド	23,176,036	－	23,091,700	84,336	21,752,466	－	21,662,170	90,296
カナダ・ドル	28,994,222	－	29,079,000	△84,778	34,770,120	－	34,491,600	278,520
スウェーデン・クローナ	43,316,089	－	43,298,080	18,009	63,722,389	－	63,984,372	△261,983
メキシコ・ペソ	12,903,984	－	12,921,950	△17,966	19,414,192	－	19,149,280	264,912
ユーロ	215,883,006	－	215,922,300	△39,294	264,847,759	－	263,541,048	1,306,711
合計	431,688,576	－	431,974,630	△286,054	511,788,148	－	510,126,275	1,661,873

（注） 1. 時価の算定方法

(1) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

① 期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、期末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

（1口当たり情報）

	2019年6月26日現在	2020年6月26日現在
1口当たり純資産額	1.2064円	1.2699円
（1万口当たり純資産額）	(12,064円)	(12,699円)

附属明細表

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種　類	通　貨	銘　柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	アメリカ・ドル		アメリカ・ドル	アメリカ・ドル	
		1.75% United States Treasury Note/Bond 20230515	246,000.000	256,971.600	
		4.5% United States Treasury Note/Bond 20360215	49,800.000	76,154.650	
		4.375% United States Treasury Note/Bond 20391115	44,900.000	70,576.960	
		3% United States Treasury Note/Bond 20451115	367,100.000	494,894.830	
		2.375% United States Treasury Note/Bond 20210415	58,500.000	59,534.860	
	アメリカ・ドル　小計			アメリカ・ドル 958,132.900 (102,635,196)	
	イギリス・ポンド		イギリス・ポンド	イギリス・ポンド	
		3.5% United Kingdom Gilt 20450122	82,600.000	137,116.000	
	イギリス・ポンド　小計			イギリス・ポンド 137,116.000 (18,236,428)	
	カナダ・ドル		カナダ・ドル	カナダ・ドル	
		3.25% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20210601	115,000.000	118,285.550	
		1.25% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250301	58,000.000	60,453.400	
	カナダ・ドル　小計			カナダ・ドル 178,738.950 (14,027,432)	
	スウェーデン・クローナ		スウェーデン・クローナ	スウェーデン・クローナ	
		3.5% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20220601	45,000.000	48,355.200	
		0.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20291112	200,000.000	215,612.000	
	スウェーデン・クローナ　小計			スウェーデン・クローナ 263,967.200 (3,032,984)	
	メキシコ・ペソ		メキシコ・ペソ	メキシコ・ペソ	
		7.5% Mexican Bonos 20270603	2,300,000.000	2,548,630.000	

	6.5% Mexican Bonos 20210610	1,400,000.000	1,422,064.000	
メキシコ・ペソ　小計			メキシコ・ペソ 3,970,694.000 (18,741,676)	
ユーロ		ユーロ	ユーロ	
	1.6% Belgium Government Bond 20470622	5,000.000	6,326.550	
	4.75% GERMAN GOVERNMENT BOND 20280704	20,000.000	28,778.000	
	4.75% GERMAN GOVERNMENT BOND 20340704	44,100.000	76,690.770	
	2.5% GERMAN GOVERNMENT BOND 20440704	35,000.000	57,493.800	
	GERMAN GOVERNMENT BOND 20210409	21,600.000	21,707.780	
	0.25% FRENCH GOVERNMENT BOND 20261125	30,000.000	31,307.700	
	1% FRENCH GOVERNMENT BOND 20270525	79,000.000	86,617.970	
	1.5% FRENCH GOVERNMENT BOND 20500525	58,900.000	74,524.990	
	0.65% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20231015	124,000.000	125,325.560	
	2.8% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20281201	138,000.000	156,336.060	
	2.45% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20231001	333,000.000	355,697.280	
	5% Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 20340801	56,000.000	79,213.120	
	4.75% Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 20440901	30,000.000	44,749.500	
	3% Belgium Government Bond 20340622	30,000.000	42,204.900	
	2.4% IRISH TREASURY 20300515	50,900.000	63,079.350	
	2% IRISH TREASURY 20450218	20,000.000	27,040.000	
	IRISH TREASURY 20221018	72,800.000	73,685.970	
	1.5% SPANISH GOVERNMENT BOND 20270430	175,000.000	192,020.500	
	1.4% SPANISH GOVERNMENT BOND 20280430	88,000.000	96,250.000	

		0.25% SPANISH GOVERNMENT BOND 20240730	108,000.000	110,093.040	
		5.75% SPANISH GOVERNMENT BOND 20320730	56,000.000	90,112.960	
		4.4% SPANISH GOVERNMENT BOND 20231031	150,000.000	173,706.000	
		5.15% SPANISH GOVERNMENT BOND 20441031	53,000.000	98,216.950	
	ユーロ　小計			ユーロ 2,111,178.750 (253,489,233)	
国債証券　合計				410,162,949 [410,162,949]	
地方債証券	カナダ・ドル		カナダ・ドル	カナダ・ドル	
		3.45% ONTARIO PROVINCE 20450602	51,000.000	65,435.550	
		2.9% ONTARIO PROVINCE 20280602	124,000.000	139,543.400	
	カナダ・ドル　小計			カナダ・ドル 204,978.950 (16,086,748)	
地方債証券　合計				16,086,748 [16,086,748]	
特殊債券	カナダ・ドル		カナダ・ドル	カナダ・ドル	
		2.65% CANADA HOUSING TRUST 20281215	40,000.000	45,719.200	
	カナダ・ドル　小計			カナダ・ドル 45,719.200 (3,588,043)	
	スウェーデン・クローナ		スウェーデン・クローナ	スウェーデン・クローナ	
		1% Kommuninvest I Sverige AB 20210915	2,820,000.000	2,853,586.200	
		1% Kommuninvest I Sverige AB 20241002	2,070,000.000	2,144,830.500	
	スウェーデン・クローナ　小計			スウェーデン・クローナ 4,998,416.700 (57,431,808)	
特殊債券　合計				61,019,851 [61,019,851]	

合計		487,269,548 [487,269,548]	

（注）1．各種通貨毎の小計の欄における（　）内の金額は、邦貨換算額であります。
2．合計欄における［　］内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3．外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数		組入債券時価比率	合計金額に対する比率
アメリカ・ドル	国債証券	5銘柄	100%	21.1%
イギリス・ポンド	国債証券	1銘柄	100%	3.7%
カナダ・ドル	国債証券 地方債証券 特殊債券	2銘柄 2銘柄 1銘柄	100%	6.9%
スウェーデン・クローナ	国債証券 特殊債券	2銘柄 2銘柄	100%	12.4%
メキシコ・ペソ	国債証券	2銘柄	100%	3.8%
ユーロ	国債証券	23銘柄	100%	52.1%

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

「ダイワ海外好配当株マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	2019年6月26日現在	2020年6月26日現在
	金　額（円）	金　額（円）
資産の部		
流動資産		
預金	7,635,245	2,284,931
コール・ローン	2,831,445	2,434,925
株式	131,325,743	123,910,448
未収入金	19,263	－
未収配当金	203,874	202,021
流動資産合計	142,015,570	128,832,325

資産合計	142,015,570	128,832,325
負債の部		
流動負債		
未払金	2,714,646	－
流動負債合計	2,714,646	－
負債合計	2,714,646	－
純資産の部		
元本等		
元本 ※1	98,407,124	94,694,726
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	40,893,800	34,137,599
元本等合計	139,300,924	128,832,325
純資産合計	139,300,924	128,832,325
負債純資産合計	142,015,570	128,832,325

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区　分	自　2019年6月27日 至　2020年6月26日
1．有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	為替予約取引

	個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3．収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。
4．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（貸借対照表に関する注記）

区　分	2019年6月26日現在	2020年6月26日現在
1．※1　期首	2018年6月27日	2019年6月27日
期首元本額	97,916,897円	98,407,124円
期中追加設定元本額	18,426,538円	20,724,270円
期中一部解約元本額	17,936,311円	24,436,668円
期末元本額の内訳		
ファンド名		
ダイワ外国３資産バランス・ファンド（部分為替ヘッジあり）	42,964,518円	41,597,586円
ダイワ外国３資産バランス・ファンド（為替ヘッジなし）	55,442,606円	53,097,140円
計	98,407,124円	94,694,726円
2．期末日における受益権の総数	98,407,124口	94,694,726口

（金融商品に関する注記）

Ⅰ 金融商品の状況に関する事項

区　分	自　2019年6月27日 至　2020年6月26日
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2．金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。 これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。 外貨建資産の売買代金等の受取りまたは支払いを目的として、投資信託約款に従って為替予約取引を利用しております。
3．金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項

区　分	2020年6月26日現在
1．金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2．金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

	2019年6月26日現在	2020年6月26日現在

種　類	当期間の損益に含まれた評価差額（円）	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
株式	5,833,417	△1,342,261
合計	5,833,417	△1,342,261

（注）　「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間（2019年3月12日から2019年6月26日まで、及び2020年3月10日から2020年6月26日まで）を指しております。

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

2019年6月26日現在	2020年6月26日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	2019年6月26日現在	2020年6月26日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.4156円 (14,156円)	1.3605円 (13,605円)

附属明細表

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

通　貨	銘　柄	株　式　数	評価額		備考
			単　価	金　額	
アメリカ・ドル		株	アメリカ・ドル	アメリカ・ドル	
	JPMORGAN CHASE & CO	130	97.960	12,734.800	
	CISCO SYSTEMS INC	350	45.220	15,827.000	
	COCA-COLA CO/THE	520	44.930	23,363.600	
	NEXTERA ENERGY INC	160	239.160	38,265.600	
	INTL BUSINESS MACHINES CORP	50	119.030	5,951.500	
	JOHNSON & JOHNSON	270	139.670	37,710.900	
	LOCKHEED MARTIN CORP	75	362.820	27,211.500	
	MCDONALD'S CORP	145	182.760	26,500.200	
	MERCK & CO. INC.	210	76.570	16,079.700	
	PFIZER INC	510	32.320	16,483.200	
	PROCTER & GAMBLE CO/THE	90	117.890	10,610.100	
	AT&T INC	630	29.720	18,723.600	
	MARATHON PETROLEUM CORP	450	36.690	16,510.500	
	WALMART INC	130	119.710	15,562.300	
	AMGEN INC	55	235.110	12,931.050	

	INTEL CORP	300	58.510	17,553.000	
	MICROSOFT CORP	200	200.340	40,068.000	
	KELLOGG CO	150	65.510	9,826.500	
アメリカ・ドル　小計				アメリカ・ドル 361,913.050 (38,768,126)	
イギリス・ポンド		株	イギリス・ポンド	イギリス・ポンド	
	BP PLC	4,380	3.086	13,516.680	
	PRUDENTIAL PLC	950	11.950	11,352.500	
	BAE SYSTEMS PLC	3,830	4.858	18,606.140	
	GLAXOSMITHKLINE PLC	1,670	16.444	27,461.480	
	RIO TINTO PLC	200	45.305	9,061.000	
	RECKITT BENCKISER GROUP PLC	70	71.660	5,016.200	
	ASTRAZENECA PLC	120	84.490	10,138.800	
	IMPERIAL BRANDS PLC	270	15.210	4,106.700	
	MONDI PLC	1,320	14.755	19,476.600	
イギリス・ポンド　小計				イギリス・ポンド 118,736.100 (15,791,902)	
オーストラリア・ドル		株	オーストラリア・ドル	オーストラリア・ドル	
	BHP GROUP LTD	1,680	35.050	58,884.000	
	COMMONWEALTH BANK OF AUSTRAL	340	67.650	23,001.000	
	WOOLWORTHS GROUP LTD	520	36.060	18,751.200	
	TELSTRA CORP LTD	11,080	3.110	34,458.800	
	MACQUARIE GROUP LTD	85	117.190	9,961.150	
	CSL LTD	110	294.000	32,340.000	
	WESFARMERS LTD	1,480	43.700	64,676.000	
オーストラリア・ドル　小計				オーストラリア・ドル 242,072.150 (17,811,669)	
カナダ・ドル		株	カナダ・ドル	カナダ・ドル	
	ROYAL BANK OF CANADA	240	93.170	22,360.800	
カナダ・ドル　小計				カナダ・ドル 22,360.800 (1,754,876)	
シンガポール・ドル		株	シンガポール・ドル	シンガポール・ドル	

	CAPITALAND LTD	10,000	2.860	28,600.000	
シンガポール・ドル　小計				シンガポール・ドル 28,600.000 (2,201,628)	
スイス・フラン		株	スイス・フラン	スイス・フラン	
	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	90	337.400	30,366.000	
	NESTLE SA-REG	170	105.240	17,890.800	
	CREDIT SUISSE GROUP AG-REG	500	9.618	4,809.000	
スイス・フラン　小計				スイス・フラン 53,065.800 (5,990,599)	
スウェーデン・クローナ		株	スウェーデン・クローナ	スウェーデン・クローナ	
	SKANDINAVISKA ENSKILDA BAN-A	980	82.660	81,006.800	
	ESSITY AKTIEBOLAG-B	550	296.400	163,020.000	
スウェーデン・クローナ　小計				スウェーデン・クローナ 244,026.800 (2,803,868)	
ユーロ		株	ユーロ	ユーロ	
	SIEMENS AG-REG	355	102.120	36,252.600	
	E.ON SE	1,700	9.768	16,605.600	
	ALLIANZ SE-REG	100	180.760	18,076.000	
	KONINKLIJKE AHOLD DELHAIZE N	1,200	23.910	28,692.000	
	ING GROEP NV	900	6.243	5,618.700	
	AXA SA	1,000	18.570	18,570.000	
	KBC GROUP NV	200	51.880	10,376.000	
ユーロ　小計				ユーロ 134,190.900 (16,112,302)	
韓国・ウォン		株	韓国・ウォン	韓国・ウォン	
	HYUNDAI MOTOR CO	460	99,400.000	45,724,000.000	
	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	1,200	51,900.000	62,280,000.000	
韓国・ウォン　小計				韓国・ウォン 108,004,000.000 (9,655,557)	
香港・ドル		株	香港・ドル	香港・ドル	
	CHINA MOBILE LTD	4,000	55.000	220,000.000	

	LONGFOR GROUP HOLDINGS LTD	2,000	37.650	75,300.000	
香港・ドル　小計				香港・ドル 295,300.000 (4,081,046)	
台湾・ドル		株	台湾・ドル	台湾・ドル	
	MEGA FINANCIAL HOLDING CO LT	28,000	31.250	875,000.000	
	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	5,000	317.500	1,587,500.000	
台湾・ドル　小計				台湾・ドル 2,462,500.000 (8,938,875)	
合計				123,910,448 [123,910,448]	

(2)　株式以外の有価証券

該当事項はありません。

（注）1．各種通貨毎の小計の欄における（　）内の金額は、邦貨換算額であります。

2．合計欄における［　］内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

3．外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式時価比率	合計金額に対する比率
アメリカ・ドル	株式　18銘柄	100%	31.3%
イギリス・ポンド	株式　9銘柄	100%	12.7%
オーストラリア・ドル	株式　7銘柄	100%	14.4%
カナダ・ドル	株式　1銘柄	100%	1.4%
シンガポール・ドル	株式　1銘柄	100%	1.8%
スイス・フラン	株式　3銘柄	100%	4.8%
スウェーデン・クローナ	株式　2銘柄	100%	2.3%
ユーロ	株式　7銘柄	100%	13.0%
韓国・ウォン	株式　2銘柄	100%	7.8%
香港・ドル	株式　2銘柄	100%	3.3%
台湾・ドル	株式　2銘柄	100%	7.2%

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

「ダイワ・グローバルＲＥＩＴ・マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	2019年6月26日現在	2020年6月26日現在
	金　額（円）	金　額（円）
資産の部		
流動資産		
預金	2,861,727,550	2,313,289,188
コール・ローン	416,109,900	508,476,294
投資証券	87,427,005,919	68,023,901,155
派生商品評価勘定	11,486	51,626
未収入金	88,521,350	400,409,384
未収配当金	208,476,302	170,751,221
流動資産合計	91,001,852,507	71,416,878,868
資産合計	91,001,852,507	71,416,878,868
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	87,619	361,628
未払金	470,045,255	458,727,839
未払解約金	176,901,000	－
その他未払費用	－	1,902
流動負債合計	647,033,874	459,091,369
負債合計	647,033,874	459,091,369
純資産の部		
元本等		
元本　※1	35,927,563,756	30,574,943,699
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	54,427,254,877	40,382,843,800
元本等合計	90,354,818,633	70,957,787,499
純資産合計	90,354,818,633	70,957,787,499
負債純資産合計	91,001,852,507	71,416,878,868

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区　分	自　2019年6月27日 至　2020年6月26日
1．有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3．収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。
4．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（貸借対照表に関する注記）

区　分	2019年6月26日現在	2020年6月26日現在
1.　※1　期首	2018年6月27日	2019年6月27日
期首元本額	45,234,120,001円	35,927,563,756円
期中追加設定元本額	166,049,487円	536,969,581円
期中一部解約元本額	9,472,605,732円	5,889,589,638円
期末元本額の内訳		
ファンド名		
ダイワ・グローバルＲＥＩＴ・オープン（毎月分配型）	32,160,852,345円	26,767,566,018円
ダイワ・バランス３資産（外債・海外リート・好配当日本株）	29,873,469円	27,500,209円
安定重視ポートフォリオ（奇数月分配型）	16,336,009円	14,839,071円
インカム重視ポートフォリオ（奇数月分配型）	14,866,593円	13,399,277円
成長重視ポートフォリオ（奇数月分配型）	72,625,140円	63,135,860円
６資産バランスファンド（分配型）	130,996,273円	140,805,046円
６資産バランスファンド（成長型）	305,284,993円	310,429,036円
りそな ワールド・リート・ファンド	1,475,798,323円	1,312,329,358円
世界６資産均等分散ファンド（毎月分配型）	42,705,418円	44,512,779円
『しがぎん』ＳＲＩ三資産バランス・オープン（奇数月分配型）	3,990,785円	3,938,498円
常陽３分法ファンド	195,423,199円	170,319,408円
ダイワ資産分散インカムオープン（奇数月決算型）	45,273,593円	44,878,801円
ＤＣダイワ・ワールドアセット（六つの羽／安定コース）	240,419,486円	322,138,906円
ＤＣダイワ・ワールドアセット（六つの羽／６分散コース）	315,015,347円	388,367,257円
ＤＣダイワ・ワールドアセット（六つの羽／成長コース）	412,768,644円	514,699,597円

	ダイワ・グローバルＲＥＩＴファンド（ダイワＳＭＡ専用）	30,273,435円	10,365,607円
	ライフハーモニー（ダイワ世界資産分散ファンド）（分配型）	380,441,687円	372,213,951円
	ダイワ外国３資産バランス・ファンド（部分為替ヘッジあり）	23,845,392円	23,669,728円
	ダイワ外国３資産バランス・ファンド（為替ヘッジなし）	30,773,625円	29,835,292円
計		35,927,563,756円	30,574,943,699円
2.	期末日における受益権の総数	35,927,563,756口	30,574,943,699口

（金融商品に関する注記）

Ⅰ 金融商品の状況に関する事項

区　分	自　2019年6月27日 至　2020年6月26日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。 これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。 外貨建資産の売買代金等の受取りまたは支払いを目的として、投資信託約款に従って為替予約取引を利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。

4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。 デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

II 金融商品の時価等に関する事項

区　分	2020年6月26日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種　類	2019年6月26日現在 当期間の損益に含まれた評価差額（円）	2020年6月26日現在 当期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資証券	3,542,150,208	1,183,248,426
合計	3,542,150,208	1,183,248,426

（注）　「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間（2019年3月16日から2019年6月26日まで、及び2020年3月17日から2020年6月26日まで）を指しております。

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

種　類	2019年6月26日 現在				2020年6月26日 現在			
	契約額等 (円)	うち1年超	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち1年超	時価 (円)	評価損益 (円)

市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売 建	380,854,413	－	380,842,927	11,486	433,186,632	－	433,229,369	△42,737
アメリカ・ドル	380,854,413	－	380,842,927	11,486	171,501,951	－	171,579,245	△77,294
オーストラリア・ドル	－	－	－	－	219,636,745	－	219,606,895	29,850
ニュージーランド・ドル	－	－	－	－	32,363,505	－	32,358,798	4,707
ユーロ	－	－	－	－	9,684,431	－	9,684,431	0
買 建	58,888,413	－	58,800,794	△87,619	433,186,632	－	432,919,367	△267,265
アメリカ・ドル	－	－	－	－	261,684,681	－	261,555,062	△129,619
イギリス・ポンド	26,879,249	－	26,841,431	△37,818	－	－	－	－
シンガポール・ドル	－	－	－	－	171,501,951	－	171,364,305	△137,646
ユーロ	32,009,164	－	31,959,363	△49,801	－	－	－	－
合計	439,742,826	－	439,643,721	△76,133	866,373,264	－	866,148,736	△310,002

（注） 1. 時価の算定方法

(1) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

① 期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、期末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

（1口当たり情報）

	2019年6月26日現在	2020年6月26日現在
1口当たり純資産額	2.5149円	2.3208円
（1万口当たり純資産額）	(25,149円)	(23,208円)

附属明細表

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種 類	通 貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	アメリカ・ドル			アメリカ・ドル	
		SIMON PROPERTY GROUP INC	188,826	12,262,360.440	
		APARTMENT INVT & MGMT CO -A	207,435	7,699,987.200	
		EQUINIX INC	43,918	30,603,819.120	
		AMERICAN TOWER CORP	12,285	3,124,812.600	
		HOST HOTELS & RESORTS INC	584,216	6,344,585.760	
		HUDSON PACIFIC PROPERTIES IN	120,475	2,982,961.000	
		CYRUSONE INC	102,103	7,787,395.810	
		INVITATION HOMES INC	480,383	13,359,451.230	
		AMERICOLD REALTY TRUST	152,364	5,561,286.000	
		VICI PROPERTIES INC	639,094	13,459,319.640	
		STORE CAPITAL CORP	156,696	3,812,413.680	
		VENTAS INC	319,000	11,350,020.000	
		VEREIT INC	1,659,975	11,155,032.000	
		SPIRIT REALTY CAPITAL INC	110,682	3,971,270.160	
		SUN COMMUNITIES INC	60,886	8,546,567.820	
		PROLOGIS INC	280,112	25,621,844.640	
		SITE CENTERS CORP	320,328	2,386,443.600	
		DUKE REALTY CORP	511,052	17,907,262.080	
		ESSEX PROPERTY TRUST INC	64,124	14,701,068.240	
		WELLTOWER INC	342,112	17,177,443.520	
		HEALTHPEAK PROPERTIES INC	371,726	9,884,194.340	
		KILROY REALTY CORP	108,705	6,417,943.200	
		PUBLIC STORAGE	90,373	17,263,954.190	
		REGENCY CENTERS CORP	89,440	4,031,508.000	
		UDR INC	393,965	14,493,972.350	
		WP CAREY INC	95,504	6,567,810.080	

	AGREE REALTY CORP	51,679	3,391,175.980	
	OMEGA HEALTHCARE INVESTORS	125,592	3,612,025.920	
	DIGITAL REALTY TRUST INC	69,022	9,874,977.540	
	EXTRA SPACE STORAGE INC	146,170	13,416,944.300	
	MEDICAL PROPERTIES TRUST INC	427,597	7,854,956.890	
アメリカ・ドル　小計			アメリカ・ドル 316,624,807.330 (33,916,849,360)	
イギリス・ポンド			イギリス・ポンド	
	ASSURA PLC	6,949,241	5,378,712.530	
	LAND SECURITIES GROUP PLC	499,468	2,831,983.560	
	SEGRO PLC	1,973,201	17,379,954.400	
	UNITE GROUP PLC/THE	470,745	4,297,901.850	
	DERWENT LONDON PLC	67,925	1,907,334.000	
	SAFESTORE HOLDINGS PLC	669,813	4,812,606.400	
	BIG YELLOW GROUP PLC	193,120	1,889,679.200	
	LONDONMETRIC PROPERTY PLC	2,329,227	4,947,278.140	
イギリス・ポンド　小計			イギリス・ポンド 43,445,450.080 (5,778,244,860)	
オーストラリア・ドル			オーストラリア・ドル	
	NATIONAL STORAGE REIT	8,086,885	15,162,909.370	
	MIRVAC GROUP	12,336,303	27,880,044.780	
	STOCKLAND	2,903,311	10,016,422.950	
	GOODMAN GROUP	2,633,012	39,231,878.800	
	CHARTER HALL GROUP	2,565,121	25,009,929.750	
	INGENIA COMMUNITIES GROUP	3,327,188	14,972,346.000	
オーストラリア・ドル　小計			オーストラリア・ドル 132,273,531.650 (9,732,686,458)	
カナダ・ドル			カナダ・ドル	
	BOARDWALK REAL ESTATE INVEST	275,740	7,864,104.800	
	ALLIED PROPERTIES REAL ESTAT	384,355	16,104,474.500	
カナダ・ドル　小計			カナダ・ドル 23,968,579.300 (1,881,054,104)	
シンガポール・ドル			シンガポール・ドル	

		KEPPEL DC REIT	7,431,241	18,949,664.550	
		FRASERS LOGISTICS & COMMERCI	7,825,800	9,234,444.000	
		MAPLETREE INDUSTRIAL TRUST	768,100	2,150,680.000	
		CAPITALAND COMMERCIAL TRUST	6,630,200	11,470,246.000	
		PARKWAYLIFE REAL ESTATE	6,622,177	22,515,401.800	
		MAPLETREE INDUSTRIAL TRUST	4,216,035	12,268,661.850	
	シンガポール・ドル　小計			シンガポール・ドル 76,589,098.200 (5,895,828,780)	
	ニュージーランド・ドル			ニュージーランド・ドル	
		GOODMAN PROPERTY TRUST	6,772,893	14,426,262.090	
	ニュージーランド・ドル　小計			ニュージーランド・ドル 14,426,262.090 (991,949,781)	
	ユーロ			ユーロ	
		ALSTRIA OFFICE REIT-AG	323,025	4,357,607.250	
		UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	56,746	2,957,601.520	
		NSI NV	64,519	2,229,131.450	
		ARGAN	41,789	3,318,046.600	
		GECINA SA	73,720	8,197,664.000	
		KLEPIERRE	733,585	12,848,741.270	
		COVIVIO	111,561	7,240,308.900	
		AEDIFICA	104,061	10,302,039.000	
		COFINIMMO	64,260	7,968,240.000	
		WAREHOUSES DE PAUW SCA	239,116	5,842,799.460	
	ユーロ　小計			ユーロ 65,262,179.450 (7,836,029,887)	
	香港・ドル			香港・ドル	
		LINK REIT	2,253,092	144,085,233.400	
	香港・ドル　小計			香港・ドル 144,085,233.400 (1,991,257,925)	
投資証券　合計				68,023,901,155 [68,023,901,155]	
合計				68,023,901,155 [68,023,901,155]	

投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

（注）1．各種通貨毎の小計の欄における（　）内の金額は、邦貨換算額であります。

2．合計欄における［ ］内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

3．外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数		組入投資証券時価比率	合計金額に対する比率
アメリカ・ドル	投資証券	31銘柄	100%	49.8%
イギリス・ポンド	投資証券	8銘柄	100%	8.5%
オーストラリア・ドル	投資証券	6銘柄	100%	14.3%
カナダ・ドル	投資証券	2銘柄	100%	2.8%
シンガポール・ドル	投資証券	6銘柄	100%	8.7%
ニュージーランド・ドル	投資証券	1銘柄	100%	1.5%
ユーロ	投資証券	10銘柄	100%	11.5%
香港・ドル	投資証券	1銘柄	100%	2.9%

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

【ダイワ外国３資産バランス・ファンド（為替ヘッジなし）】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第7期計算期間（2019年6月27日から2020年6月26日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

ダイワ外国３資産バランス・ファンド（為替ヘッジなし）

(1)【貸借対照表】

（単位：円）

	第6期 2019年6月26日現在	第7期 2020年6月26日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	4,905,262	4,410,804
親投資信託受益証券	310,112,000	275,523,522
流動資産合計	315,017,262	279,934,326
資産合計	315,017,262	279,934,326
負債の部		
流動負債		
未払解約金	－	2,358
未払受託者報酬	83,733	76,159
未払委託者報酬	2,043,851	1,859,433
その他未払費用	12,476	11,353
流動負債合計	2,140,060	1,949,303
負債合計	2,140,060	1,949,303
純資産の部		
元本等		
元本	※1 261,146,785	※1 236,441,550
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	51,730,417	41,543,473
（分配準備積立金）	14,283,920	11,438,856
元本等合計	312,877,202	277,985,023
純資産合計	312,877,202	277,985,023
負債純資産合計	315,017,262	279,934,326

(2)【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第6期 自　2018年6月27日 至　2019年6月26日	第7期 自　2019年6月27日 至　2020年6月26日
営業収益		
受取利息	―	8
有価証券売買等損益	10,266,092	632,522
営業収益合計	10,266,092	632,530
営業費用		
支払利息	2,633	1,533
受託者報酬	172,863	160,660
委託者報酬	※1 4,219,561	※1 3,922,389
その他費用	25,975	24,068
営業費用合計	4,421,032	4,108,650
営業利益又は営業損失（△）	5,845,060	△ 3,476,120
経常利益又は経常損失（△）	5,845,060	△ 3,476,120
当期純利益又は当期純損失（△）	5,845,060	△ 3,476,120
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	980,764	1,938,013
期首剰余金又は期首欠損金（△）	50,387,676	51,730,417
剰余金増加額又は欠損金減少額	6,258,297	6,063,032
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	6,258,297	6,063,032
剰余金減少額又は欠損金増加額	9,779,852	10,835,843
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	9,779,852	10,835,843
分配金	※2 ―	※2 ―
期末剰余金又は期末欠損金（△）	51,730,417	41,543,473

(3) 【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区　分	第7期 自　2019年6月27日 至　2020年6月26日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

区　分	第6期 2019年6月26日現在	第7期 2020年6月26日現在
1.　※1　期首元本額	282,687,823円	261,146,785円
期中追加設定元本額	33,182,737円	29,767,839円
期中一部解約元本額	54,723,775円	54,473,074円
2.　計算期間末日における受益権の総数	261,146,785口	236,441,550口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

区　分	第6期 自　2018年6月27日 至　2019年6月26日	第7期 自　2019年6月27日 至　2020年6月26日
1.　※1　投資信託財産（親投資信託）の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用	420,316円	386,946円

2．※2 分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（0円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（45,422,918円）及び分配準備積立金（14,283,920円）より分配対象額は59,706,838円（1万口当たり2,286.33円）であり、分配を行っておりません。	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（0円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（36,493,678円）及び分配準備積立金（11,438,856円）より分配対象額は47,932,534円（1万口当たり2,027.25円）であり、分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ 金融商品の状況に関する事項

区 分	第7期 自 2019年6月27日 至 2020年6月26日
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2．金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、親投資信託受益証券を通じて有価証券、デリバティブ取引に投資しております。 これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。
3．金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項

区　分	第7期 2020年6月26日現在
1．金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2．金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種　類	第6期 2019年6月26日現在 当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	第7期 2020年6月26日現在 当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	8,634,313	△1,453,716
合計	8,634,313	△1,453,716

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第6期 2019年6月26日現在	第7期 2020年6月26日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第7期 自　2019年6月27日 至　2020年6月26日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	第6期 2019年6月26日現在	第7期 2020年6月26日現在

1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.1981円 (11,981円)	1.1757円 (11,757円)

(4) 【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種　類	銘　柄	券面総額	評価額 （円）	備考
親投資信託受益証券	ダイワ先進国債券マザーファンド	90,380,365	134,043,119	
	ダイワ・グローバルＲＥＩＴ・マザーファンド	29,835,292	69,241,745	
	ダイワ海外好配当株マザーファンド	53,097,140	72,238,658	
親投資信託受益証券　合計			275,523,522	
合計			275,523,522	

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは、「ダイワ先進国債券マザーファンド」受益証券、「ダイワ海外好配当株マザーファンド」受益証券及び「ダイワ・グローバルＲＥＩＴ・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、当ファンドの計算期間末日（以下、「期末日」）における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「ダイワ先進国債券マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	2019年6月26日現在	2020年6月26日現在
	金　額（円）	金　額（円）
資産の部		
流動資産		
預金	2,765,042	1,376,295
コール・ローン	177,658	817,478
国債証券	123,104,788	107,887,218
地方債証券	9,316,582	7,847,796
特殊債券	8,749,165	8,871,007
社債券	8,839,617	5,648,706
派生商品評価勘定	23,257	144,113
未収利息	938,177	867,479
前払費用	73,792	39,585
差入委託証拠金	756,945	748,418
流動資産合計	154,745,023	134,248,095
資産合計	154,745,023	134,248,095
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	63,278	201,194
未払金	442,723	－
その他未払費用	－	3
流動負債合計	506,001	201,197
負債合計	506,001	201,197
純資産の部		
元本等		
元本　※1	106,773,872	90,380,365
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	47,465,150	43,666,533
元本等合計	154,239,022	134,046,898
純資産合計	154,239,022	134,046,898
負債純資産合計	154,745,023	134,248,095

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区　分	自　2019年6月27日 至　2020年6月26日

1．有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券及び社債券 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（貸借対照表に関する注記）

区　分	2019年6月26日現在	2020年6月26日現在
1．※1　期首	2018年6月27日	2019年6月27日
期首元本額	334,400,129円	106,773,872円
期中追加設定元本額	6,136,569円	6,310,102円
期中一部解約元本額	233,762,826円	22,703,609円
期末元本額の内訳		
ファンド名		

ダイワ外国３資産バランス・ファンド（為替ヘッジなし）	106,773,872円	90,380,365円
計	106,773,872円	90,380,365円
2. 期末日における受益権の総数	106,773,872口	90,380,365口

（金融商品に関する注記）

Ⅰ 金融商品の状況に関する事項

区　分	自　2019年6月27日 至　2020年6月26日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。 これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。 外貨建資産の売買代金等の受取りまたは支払いを目的として、投資信託約款に従って為替予約取引を利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。 デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項

区　分	2020年6月26日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。

	(2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種　類	2019年6月26日現在 当期間の損益に含まれた評価差額（円）	2020年6月26日現在 当期間の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	5,633,458	2,354,321
地方債証券	△14,082	△86,654
特殊債券	89,697	△116,514
社債券	227,533	73,431
合計	5,936,606	2,224,584

（注）　「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間（2018年10月18日から2019年6月26日まで、及び2019年10月18日から2020年6月26日まで）を指しております。

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

種　類	2019年6月26日 現在				2020年6月26日 現在			
	契約額等 (円)	うち1年超	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち1年超	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売　建	15,094,572	－	15,152,581	△58,009	13,454,474	－	13,310,361	144,113
カナダ・ドル	12,103,429	－	12,160,211	△56,782	10,740,031	－	10,630,287	109,744
ユーロ	2,991,143	－	2,992,370	△1,227	2,714,443	－	2,680,074	34,369
買　建	15,094,572	－	15,112,560	17,988	13,454,474	－	13,253,280	△201,194

オーストラリア・ドル	12,103,429	－	12,098,160	△5,269	10,740,031	－	10,594,080	△145,951
ノルウェー・クローネ	2,991,143	－	3,014,400	23,257	2,714,443	－	2,659,200	△55,243
合計	30,189,144	－	30,265,141	△40,021	26,908,948	－	26,563,641	△57,081

（注） 1. 時価の算定方法

(1) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

① 期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、期末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

（1口当たり情報）

	2019年6月26日現在	2020年6月26日現在
1口当たり純資産額	1.4445円	1.4831円
（1万口当たり純資産額）	(14,445円)	(14,831円)

附属明細表

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種　類	通　貨	銘　柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	アメリカ・ドル		アメリカ・ドル	アメリカ・ドル	
		2.25% United States Treasury Note/Bond 20210430	109,000.000	110,903.140	

	2.5% United States Treasury Note/Bond 20460215	44,600.000	55,233.970	
	1.625% United States Treasury Note/Bond 20290815	13,700.000	14,923.270	
アメリカ・ドル　小計			アメリカ・ドル 181,060.380 (19,395,187)	
イギリス・ポンド		イギリス・ポンド	イギリス・ポンド	
	2% United Kingdom Gilt 20250907	37,300.000	41,357.490	
	1.5% United Kingdom Gilt 20210122	9,000.000	9,076.500	
	1.25% United Kingdom Gilt 20270722	42,000.000	45,677.520	
	1.625% United Kingdom Gilt 20281022	18,000.000	20,357.640	
	0.875% United Kingdom Gilt 20291022	7,400.000	7,918.960	
	4% United Kingdom Gilt 20220307	26,000.000	27,795.300	
	2.25% United Kingdom Gilt 20230907	17,000.000	18,255.960	
イギリス・ポンド　小計			イギリス・ポンド 170,439.370 (22,668,436)	
オーストラリア・ドル		オーストラリア・ドル	オーストラリア・ドル	
	3.25% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20290421	171,000.000	206,475.660	
	3.25% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20250421	39,000.000	44,317.260	
オーストラリア・ドル　小計			オーストラリア・ドル 250,792.920 (18,453,343)	
カナダ・ドル		カナダ・ドル	カナダ・ドル	
	2.25% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	101,000.000	110,383.910	
	1.5% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20260601	6,000.000	6,398.400	

		1% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20270601	118,000.000	122,717.640	
	カナダ・ドル　小計			カナダ・ドル 239,499.950 (18,795,957)	
	メキシコ・ペソ	7.5% Mexican Bonos 20270603	メキシコ・ペソ 500,000.000	メキシコ・ペソ 554,050.000	
	メキシコ・ペソ　小計			メキシコ・ペソ 554,050.000 (2,615,116)	
	ユーロ	0.9% Belgium Government Bond 20290622	ユーロ 10,000.000	ユーロ 11,012.800	
		1.5% GERMAN GOVERNMENT BOND 20230215	3,000.000	3,179.010	
		1% FRENCH GOVERNMENT BOND 20270525	6,700.000	7,346.080	
		2.7% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20470301	3,000.000	3,317.550	
		2.45% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20231001	38,000.000	40,590.080	
		4.5% Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 20240301	40,000.000	45,854.800	
		1.1% IRISH TREASURY 20290515	38,000.000	41,998.360	
		1.3% SPANISH GOVERNMENT BOND 20261031	35,000.000	37,824.850	
		0.4% SPANISH GOVERNMENT BOND 20220430	15,000.000	15,233.100	
		1.4% SPANISH GOVERNMENT BOND 20280430	9,000.000	9,843.750	
	ユーロ　小計			ユーロ 216,200.380 (25,959,179)	
国債証券　合計				107,887,218 [107,887,218]	
地方債証券	カナダ・ドル	8.75% BRITISH COLUMBIA 20220819	カナダ・ドル 85,000.000	カナダ・ドル 99,997.400	
	カナダ・ドル　小計			カナダ・ドル 99,997.400	

				(7,847,796)	
地方債証券　合計				7,847,796 [7,847,796]	
特殊債券	オーストラリア・ドル	6% KFW-KREDIT WIEDERAUFBAU 20200820	オーストラリア・ドル 11,000.000	オーストラリア・ドル 11,089.650	
		5.75% QUEENSLAND TREASURY CORP. 20240722	60,000.000	72,546.000	
		6.25% EUROPEAN INVESTMENT BANK 20210608	35,000.000	36,927.100	
	オーストラリア・ドル　小計			オーストラリア・ドル 120,562.750 (8,871,007)	
特殊債券　合計				8,871,007 [8,871,007]	
社債券	アメリカ・ドル	3.875% RABOBANK NEDERLAND 20220208	アメリカ・ドル 50,000.000	アメリカ・ドル 52,732.500	
	アメリカ・ドル　小計			アメリカ・ドル 52,732.500 (5,648,706)	
社債券　合計				5,648,706 [5,648,706]	
合計				130,254,727 [130,254,727]	

（注）1．各種通貨毎の小計の欄における（　）内の金額は、邦貨換算額であります。
2．合計欄における［　］内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3．外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計金額に対する比率
アメリカ・ドル	国債証券　3銘柄 社債券　1銘柄	100%	19.2%
イギリス・ポンド	国債証券　7銘柄	100%	17.4%
オーストラリア・ドル	国債証券　2銘柄 特殊債券　3銘柄	100%	21.0%
カナダ・ドル	国債証券　3銘柄 地方債証券　1銘柄	100%	20.5%
メキシコ・ペソ	国債証券　1銘柄	100%	2.0%

ユーロ	国債証券	10銘柄	100%	19.9%

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

「ダイワ海外好配当株マザーファンド」の状況

前記「ダイワ外国３資産バランス・ファンド（部分為替ヘッジあり）」に記載のとおりであります。

「ダイワ・グローバルＲＥＩＴ・マザーファンド」の状況

前記「ダイワ外国３資産バランス・ファンド（部分為替ヘッジあり）」に記載のとおりであります。

２　【ファンドの現況】

ダイワ外国３資産バランス・ファンド（部分為替ヘッジあり）

【純資産額計算書】

2020年6月30日

Ⅰ	資産総額	236,327,778円
Ⅱ	負債総額	86,671円
Ⅲ	純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	236,241,107円
Ⅳ	発行済数量	186,798,334口
Ⅴ	１単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.2647円

(参考) ダイワ先進国債券（為替ヘッジあり）マザーファンド

純資産額計算書

2020年6月30日

Ⅰ	資産総額	499,343,517円
Ⅱ	負債総額	2,014,519円
Ⅲ	純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	497,328,998円
Ⅳ	発行済数量	391,169,729口
Ⅴ	１単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.2714円

(参考) ダイワ海外好配当株マザーファンド

純資産額計算書

2020年6月30日

Ⅰ	資産総額	129,477,756円
Ⅱ	負債総額	0円
Ⅲ	純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	129,477,756円
Ⅳ	発行済数量	94,846,734口
Ⅴ	１単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.3651円

(参考) ダイワ・グローバルＲＥＩＴ・マザーファンド

純資産額計算書

2020年6月30日

Ⅰ	資産総額	71,369,449,673円
Ⅱ	負債総額	443,586,251円
Ⅲ	純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	70,925,863,422円
Ⅳ	発行済数量	30,545,668,547口
Ⅴ	１単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	2.3220円

ダイワ外国３資産バランス・ファンド（為替ヘッジなし）

純資産額計算書

2020年6月30日

Ⅰ	資産総額	279,110,764円
Ⅱ	負債総額	43,970円
Ⅲ	純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	279,066,794円
Ⅳ	発行済数量	236,667,259口
Ⅴ	１単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.1792円

(参考) ダイワ先進国債券マザーファンド

純資産額計算書

2020年6月30日

Ⅰ	資産総額	135,002,153円
Ⅱ	負債総額	145,997円
Ⅲ	純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	134,856,156円
Ⅳ	発行済数量	90,537,976口
Ⅴ	１単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.4895円

(参考) ダイワ海外好配当株マザーファンド

前記「ダイワ外国３資産バランス・ファンド（部分為替ヘッジあり）」の記載と同じ。

(参考) ダイワ・グローバルＲＥＩＴ・マザーファンド

前記「ダイワ外国３資産バランス・ファンド（部分為替ヘッジあり）」の記載と同じ。

第４　【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換えの手続き等

該当事項はありません。

(2) 受益者に対する特典

ありません。

(3) 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(5) 受益権の譲渡

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(6) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(7) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

受益権の再分割を行なうにあたり、各受益者が保有する受益権口数に1口未満の端数が生じることとなる場合には、当該端数を切り捨てるものとし、当該端数処理は口座管理機関ごとに行ないます。また、各受益者が保有することとなる受益権口数の合計数と、受益権の再分割の比率に基づき委託会社が計算する受益権口数の合計数との間に差が生じることとなる場合には、委託会社が計算する受益権口数を当該差分減らし、当該口数にかかる金額については益金として計上することとします。

(8) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された

受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

(9) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部　【委託会社等の情報】

第１　【委託会社等の概況】

１　【委託会社等の概況】

ａ．資本金の額

2020年6月末日現在

資本金の額　　151億7,427万2,500円

発行可能株式総数　799万9,980株

発行済株式総数　　260万8,525株

過去5年間における資本金の額の増減：該当事項はありません。

ｂ．委託会社の機構

①　会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会は、4名以内の代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役、役付執行役員等から構成される経営会議は、経営全般にかかる基本的事項を審議し、決定します。経営会議は、分科会を設置し、専門的な事項についてはその権限を委ねることができます。

②　投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定機構の概要は、以下のとおりとなっています。

イ．商品会議

ファンド設立時に経営会議の分科会である商品会議を開催し、ファンドの新規設定を決定します。

ロ．商品担当役員

商品担当役員は、ファンド設立の趣旨に沿って、各ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を決定します。

ハ．運用会議

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ニ．運用部長・ファンドマネージャー

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

ホ．運用審査会議、リスクマネジメント会議および執行役員会議

・運用審査会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用実績の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

・リスクマネジメント会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

・執行役員会議

経営会議の分科会として、法令等の遵守状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

2 【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等の関連する業務を行なっています。

2020年6月末日現在、委託会社が運用を行なっている投資信託（親投資信託を除きます。）は次のとおりです。

基本的性格	本数（本）	純資産額の合計額（百万円）
単位型株式投資信託	51	85,644
追加型株式投資信託	697	16,490,066
株式投資信託　　合計	748	16,575,710
単位型公社債投資信託	28	93,923
追加型公社債投資信託	14	1,453,222
公社債投資信託　合計	42	1,547,145
総合計	790	18,122,855

3 【委託会社等の経理状況】

1．当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第２条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年８月６日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2．当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、当事業年度（2019年４月１日から2020年３月31日まで）の財務諸表についての監査を、有限責任 あずさ監査法人により受けております。

3．財務諸表の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(1) 【貸借対照表】

（単位:百万円）

	前事業年度 （2019年３月31日）		当事業年度 （2020年３月31日）	
資産の部				
流動資産				
現金・預金		28,489		2,741
有価証券		554		22,167
前払費用		214		205
未収委託者報酬		11,468		10,847
未収収益		98		63
その他		56		62
流動資産計		40,882		36,088
固定資産				
有形固定資産	※1	206	※1	217
建物		10		7
器具備品		195		209
無形固定資産		2,821		2,362
ソフトウェア		2,804		2,028
ソフトウェア仮勘定		17		333
投資その他の資産		12,799		15,844
投資有価証券		8,493		9,153
関係会社株式		1,836		3,972
出資金		183		183
長期差入保証金		1,070		1,069
繰延税金資産		1,183		1,431
その他		31		33
固定資産計		15,827		18,424

資産合計	56,709	54,512

（単位:百万円）

	前事業年度 （2019年３月31日）		当事業年度 （2020年３月31日）	
負債の部				
流動負債				
預り金		75		69
未払金		8,548		7,573
未払収益分配金		15		14
未払償還金		40		39
未払手数料		4,610		3,988
その他未払金	※2	3,882	※2	3,530
未払費用		3,735		3,830
未払法人税等		726		656
未払消費税等		255		590
賞与引当金		725		688
その他		2		5
流動負債計		14,070		13,414
固定負債				
退職給付引当金		2,389		2,574
役員退職慰労引当金		103		88
その他		2		5
固定負債計		2,496		2,667
負債合計		16,567		16,082
純資産の部				
株主資本				
資本金		15,174		15,174
資本剰余金				
資本準備金		11,495		11,495
資本剰余金合計		11,495		11,495
利益剰余金				
利益準備金		374		374
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		13,052		11,749
利益剰余金合計		13,426		12,123
株主資本合計		40,096		38,793

評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	46	△363
評価・換算差額等合計	46	△363
純資産合計	40,142	38,430
負債・純資産合計	56,709	54,512

(2) 【損益計算書】

（単位:百万円）

	前事業年度 （自　2018年４月１日 至　2019年３月31日）	当事業年度 （自　2019年４月１日 至　2020年３月31日）
営業収益		
委託者報酬	76,052	69,550
その他営業収益	673	583
営業収益計	76,725	70,134
営業費用		
支払手数料	35,789	31,120
広告宣伝費	694	745
調査費	9,066	8,858
調査費	1,057	1,188
委託調査費	8,009	7,670
委託計算費	1,351	1,410
営業雑経費	1,557	1,770
通信費	228	240
印刷費	513	524
協会費	55	56
諸会費	13	13
その他営業雑経費	746	936
営業費用計	48,459	43,906
一般管理費		
給料	5,755	5,793
役員報酬	373	374
給料・手当	4,145	4,335
賞与	510	395
賞与引当金繰入額	725	688
福利厚生費	796	838
交際費	64	62
旅費交通費	178	154
租税公課	472	451
不動産賃借料	1,291	1,299

退職給付費用	374	368
役員退職慰労引当金繰入額	34	37
固定資産減価償却費	907	925
諸経費	1,819	1,770
一般管理費計	11,693	11,702
営業利益	16,572	14,525

（単位:百万円）

	前事業年度 （自　2018年４月１日 至　2019年３月31日）	当事業年度 （自　2019年４月１日 至　2020年３月31日）
営業外収益		
受取配当金	38	912
投資有価証券売却益	215	214
有価証券償還益	133	24
その他	134	78
営業外収益計	521	1,230
営業外費用		
有価証券償還損	32	71
投資有価証券売却損	40	1
その他	60	54
営業外費用計	132	127
経常利益	16,961	15,629
特別損失		
システム刷新関連費用	-	537
投資有価証券評価損	-	48
関係会社整理損失	29	-
特別損失計	29	585
税引前当期純利益	16,931	15,043
法人税、住民税及び事業税	5,076	4,555
法人税等調整額	△15	△78
法人税等合計	5,060	4,477
当期純利益	11,870	10,566

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自　2018年４月１日 至　2019年３月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
				繰越利益剰余金		
当期首残高	15,174	11,495	374	13,850	14,225	40,895
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	-	△12,669	△12,669	△12,669
当期純利益	-	-	-	11,870	11,870	11,870
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	△798	△798	△798
当期末残高	15,174	11,495	374	13,052	13,426	40,096

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	216	216	41,112
当期変動額			
剰余金の配当	-	-	△12,669
当期純利益	-	-	11,870
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△170	△170	△170
当期変動額合計	△170	△170	△969
当期末残高	46	46	40,142

当事業年度（自　2019年４月１日 至　2020年３月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
				繰越利益剰余金		
当期首残高	15,174	11,495	374	13,052	13,426	40,096
当期変動額						

剰余金の配当	-	-	-	△11,868	△11,868	△11,868
当期純利益	-	-	-	10,566	10,566	10,566
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	△1,302	△1,302	△1,302
当期末残高	15,174	11,495	374	11,749	12,123	38,793

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	46	46	40,142
当期変動額			
剰余金の配当	-	-	△11,868
当期純利益	-	-	10,566
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△410	△410	△410
当期変動額合計	△410	△410	△410
当期末残高	△363	△363	38,430

注記事項
（重要な会計方針）

１．有価証券の評価基準及び評価方法
（１）子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法により計上しております。

（２）その他有価証券
時価のあるもの
決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの
移動平均法による原価法を採用しております。

２．固定資産の減価償却の方法
（１）有形固定資産
定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下の通りであります。
建物　　８～18年

器具備品　　４～17年

（２）無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（５年間）に基づく定額法によっております。

３．引当金の計上基準

（１）賞与引当金

役員及び従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

（２）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて事業年度ごとに各人別の勤務費用が確定するためであります。また、執行役員･参与についても、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

（３）役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

４．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

５．連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

６．連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和２年法律第８号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号　2020年３月31日）第３項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号　2018年２月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

（未適用の会計基準等）

１．収益認識に関する会計基準等

・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2018年３月30日）
・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2018年３月30日）

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の５つのステップを適用し認識されます。

ステップ１：顧客との契約を識別する。

ステップ２：契約における履行義務を識別する。

ステップ３：取引価格を算定する。
ステップ４：契約における履行義務に取引価格を配分する。
ステップ５：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日
2022年３月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響
影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

２．時価の算定に関する会計基準等
- **「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号　2019年７月４日）**
- **「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年７月４日）**
- **「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号　2019年７月４日）**

(1) 概要
国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- **「金融商品に関する会計基準」における金融商品**

(2) 適用予定日
2022年３月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響
影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

（表示方法の変更）
（損益計算書）
前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めておりました「受取配当金」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。
この結果、前事業年度の財務諸表において、「営業外収益」の「その他」に表示していた172百万円は、「受取配当金」38百万円、「その他」134百万円として組替えております。

（貸借対照表関係）

※１　有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 （2019年３月31日）	当事業年度 （2020年３月31日）
建物	31百万円	34百万円
器具備品	264百万円	276百万円

※２　関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 （2019年３月31日）	当事業年度 （2020年３月31日）
未払金	3,788百万円	3,397百万円

３　保証債務

前事業年度（2019年３月31日）

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,719百万円に対して保証を行っております。

当事業年度（2020年３月31日）

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,603百万円に対して保証を行っております。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自　2018年４月１日　至　2019年３月31日）

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：千株）

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	－	－	2,608
合　　計	2,608	－	－	2,608

２．配当に関する事項

（１）　配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当の 総額（百万円）	１株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2018年６月25日 定時株主総会	普通株式	12,669	4,857	2018年 ３月31日	2018年 ６月26日

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2019年６月21日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

① 剰余金の配当の総額	11,868百万円
② 配当の原資	利益剰余金
③ １株当たり配当額	4,550円
④ 基準日	2019年３月31日
⑤ 効力発生日	2019年６月24日

当事業年度（自　2019年４月１日　至　2020年３月31日）

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：千株）

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	－	－	2,608
合　　計	2,608	－	－	2,608

２．配当に関する事項

（１） 配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2019年６月21日定時株主総会	普通株式	11,868	4,550	2019年３月31日	2019年６月24日

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2020年６月23日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

① 剰余金の配当の総額	10,564百万円
② 配当の原資	利益剰余金
③ １株当たり配当額	4,050円
④ 基準日	2020年３月31日
⑤ 効力発生日	2020年６月24日

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用に関する事業を行っております。資金運用については安全性の高い金融商品に限定しております。

（２）金融商品の内容及びそのリスク

証券投資信託に係る運用報酬の未決済額である未収委託者報酬は、運用するファンドの財産が信託されており、「投資信託及び投資法人に関する法律」、その他関係法令等により一定の制限が設けられているためリスクは極めて軽微であります。有価証券及び投資有価証券は、証券投資信託、

株式であります。証券投資信託は事業推進目的で保有しており、価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。株式は上場株式、非上場株式、子会社株式並びに関連会社株式を保有しており、上場株式は価格変動リスク及び発行体の信用リスクに、非上場株式、子会社株式及び関連会社株式は発行体の信用リスクに晒されております。

未払手数料は証券投資信託の販売に係る代行手数料の未払額であります。その他未払金は主に連結納税の親会社へ支払う法人税の未払額であります。未払費用は主にファンド運用に関係する業務を委託したこと等により発生する費用の未払額であります。これらは、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

（３） 金融商品に係るリスク管理体制

①市場リスクの管理

（ｉ）為替変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに為替変動リスク管理の検討を行っております。

（ii）価格変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに価格変動リスク管理の検討を行っており、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しリスクマネジメント会議において報告を行っております。

②信用リスクの管理

発行体の信用リスクは財務リスク管理規程に従い、定期的に財務状況等を把握しリスクマネジメント会議において報告を行っております。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注２）参照のこと）。

前事業年度（2019年３月31日）

（単位：百万円）

	貸借対照表　　計上額(*1)	時価(*1)	差額
（１）現金・預金	28,489	28,489	－
（２）未収委託者報酬	11,468	11,468	－
（３）有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	8,380	8,380	－
資産計	48,338	48,338	－
（１）未払手数料	(4,610)	(4,610)	－
（２）その他未払金	(3,882)	(3,882)	－
（３）未払費用（*2）	(2,805)	(2,805)	－
負債計	(11,298)	(11,298)	－

(*1) 負債に計上されているものについては、(　)で示しております。

(*2) 未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

当事業年度（2020年３月31日）

（単位：百万円）

	貸借対照表　　計上額(*1)	時価(*1)	差額
（１）現金・預金	2,741	2,741	－
（２）未収委託者報酬	10,847	10,847	－
（３）有価証券及び投資有価証券			
有価証券	21,900	21,900	－
その他有価証券	8,754	8,754	－
資産計	44,243	44,243	－
（１）未払手数料	(3,988)	(3,988)	－
（２）その他未払金	(3,530)	(3,530)	－
（３）未払費用（*2）	(2,889)	(2,889)	－
負債計	(10,408)	(10,408)	－

(*1) 負債に計上されているものについては、(　)で示しております。
(*2) 未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法

資　産

（１）現金・預金、並びに（２）未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（３）有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、証券投資信託については、基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項（有価証券関係）をご参照下さい。

負　債

（１）未払手数料、（２）その他未払金、並びに（３）未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：百万円）

区分	前事業年度 （2019年３月31日）	当事業年度 （2020年３月31日）
（１）その他有価証券		
非上場株式	666	666
（２）子会社株式及び関連会社株式		
非上場株式	1,836	3,972
（３）長期差入保証金	1,070	1,069

これらは、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象としておりません。

（注３）金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（2019年３月31日）

（単位：百万円）

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超 10年以内	10年超
現金・預金	28,489	-	-	-
未収委託者報酬	11,468	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの	554	4,284	2,227	1,227
合計	40,512	4,284	2,227	1,227

当事業年度（2020年３月31日）

（単位：百万円）

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超 10年以内	10年超
現金・預金	2,741	-	-	-
未収委託者報酬	10,847	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
有価証券	21,900	-	-	-
その他有価証券のうち満期があるもの	267	3,463	1,184	-
合計	35,756	3,463	1,184	-

（有価証券関係）

１．子会社株式及び関連会社株式

前事業年度（2019年３月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額　1,836百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度（2020年３月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額　1,944百万円）及び関連会社株式（貸借対照表計上額　2,027百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

２．その他有価証券

前事業年度（2019年３月31日）

	貸借対照表計上額 （百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
（１）株式	87	55	32
（２）その他	4,991	4,712	278
小計	5,079	4,767	311
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			

その他	3,301	3,560	△258
小計	3,301	3,560	△258
合計	8,380	8,328	52

（注）非上場株式（貸借対照表計上額　666百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度（2020年３月31日）

	貸借対照表計上額 （百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
（１）株式	60	55	5
（２）その他	3,004	2,772	232
小計	3,064	2,827	237
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他	27,589	28,354	△764
小計	27,589	28,354	△764
合計	30,654	31,181	△526

（注）非上場株式（貸借対照表計上額　666百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

３．売却したその他有価証券

前事業年度（自　2018年４月１日　至　2019年３月31日）

種類	売却額 （百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
（１）株式	389	86	-
（２）その他			
証券投資信託	3,517	128	40
合計	3,907	215	40

当事業年度（自　2019年４月１日　至　2020年３月31日）

種類	売却額 （百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
（１）株式	-	-	-
（２）その他			
証券投資信託	1,492	214	1
合計	1,492	214	1

４．減損処理を行った有価証券

前事業年度において、該当事項はありません。

当事業年度において、証券投資信託について48百万円の減損処理を行っております。

（退職給付関係）

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、非積立型の確定給付制度（退職一時金制度であります）及び確定拠出制度を採用しております。

２．確定給付制度

(１)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 （自　2018年４月１日 至　2019年３月31日）	当事業年度 （自　2019年４月１日 至　2020年３月31日）
退職給付債務の期首残高	2,350百万円	2,389百万円
勤務費用	158	159
退職給付の支払額	△171	△183
その他	52	207
退職給付債務の期末残高	2,389	2,574

(２)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度 （自　2018年４月１日 至　2019年３月31日）	当事業年度 （自　2019年４月１日 至　2020年３月31日）
非積立型制度の退職給付債務	2,389百万円	2,574百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,389	2,574
退職給付引当金	2,389	2,574
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,389	2,574

(３)退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前事業年度 （自　2018年４月１日 至　2019年３月31日）	当事業年度 （自　2019年４月１日 至　2020年３月31日）
勤務費用	158百万円	159百万円
その他	41	27
確定給付制度に係る退職給付費用	199	187

３．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度174百万円、当事業年度181百万円であります。

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

（単位：百万円）

	前事業年度 （2019年３月31日）	当事業年度 （2020年３月31日）
繰延税金資産		
退職給付引当金	731	788
システム関連費用	170	198
賞与引当金	182	177
未払事業税	141	129
出資金評価損	94	94
投資有価証券評価損	32	47
その他	240	399
繰延税金資産小計	1,592	1,835
評価性引当額	△164	△173
繰延税金資産合計	1,428	1,661
繰延税金負債		
連結法人間取引（譲渡益）	△159	△159
その他有価証券評価差額金	△85	△71
繰延税金負債合計	△244	△230
繰延税金資産の純額	1,183	1,431

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度（2019年３月31日）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の５以下であるため注記を省略しております。

当事業年度（2020年３月31日）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の５以下であるため注記を省略しております。

（セグメント情報等）

［セグメント情報］

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

［関連情報］

１.サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

２.地域ごとの情報

（１）営業収益

内国籍証券投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

３.主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度（自　2018年４月１日　至　2019年３月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　2019年４月１日　至　2020年３月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

１．関連当事者との取引

（ア）財務諸表提出会社の子会社

前事業年度（自　2018年４月１日　至　2019年３月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
子会社	Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd.	Singapore	133	金融商品取引業	(所有)直接100.0	経営管理	債務保証（注１）	1,719	－	－
子会社	Daiwa Portfolio Advisory (India) Private Ltd.	India	1,207	金融商品取引業	(所有)直接91.0	経営管理	有償減資（注２）	3,293	－	－

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注１）シンガポール通貨庁（MAS）に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行、及びMASへの全ての損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定めるとおりに決定しております。

(注２）当該子会社における株主総会決議及びインド会社法法廷の承認に基づき払戻しを受けております。

当事業年度（自　2019年４月１日　至　2020年３月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
子会社	Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd.	Singapore	133	金融商品取引業	(所有)直接100.0	経営管理	債務保証（注）	1,603	－	－

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁（MAS）に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行、及びMASへの全ての損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定めるとおりに決定しております。

（イ）財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

前事業年度（自　2018年４月１日　至　2019年３月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金または出資金（百万円）	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）（注1）	科目	期末残高（百万円）（注1）
同一の親会社をもつ会社	大和証券㈱	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	－	証券投資信託受益証券の募集販売	証券投資信託の代行手数料（注2）	19,975	未払手数料	3,400
同一の親会社をもつ会社	㈱大和総研ビジネス・イノベーション	東京都江東区	3,000	情報サービス業	－	ソフトウェアの開発	ソフトウェアの購入（注3）	1,052	未払費用	173
同一の親会社をもつ会社	大和プロパティ㈱	東京都中央区	100	不動産管理業	－	本社ビルの管理	不動産の賃借料（注4）	1,063	長期差入保証金	1,055

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注2)証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。委託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。

(注3)ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

(注4)差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し、交渉の上、決定しております。

当事業年度（自　2019年４月１日　至　2020年３月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金または出資金（百万円）	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）（注1）	科目	期末残高（百万円）（注1）
同一の親会社をもつ会社	大和証券㈱	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	―	証券投資信託受益証券の募集販売	証券投資信託の代行手数料（注2）	16,953	未払手数料	2,984
同一の親会社をもつ会社	㈱大和総研ビジネス・イノベーション	東京都江東区	3,000	情報サービス業	―	ソフトウェアの開発	ソフトウェアの購入（注3）	1,031	未払費用	224
同一の親会社をもつ会社	大和プロパティ㈱	東京都中央区	100	不動産管理業	―	本社ビルの管理	不動産の賃借料（注4）	1,061	長期差入保証金	1,054

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注2)証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。委託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。

(注3)ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

(注4)差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し、交渉の上、決定しております。

２.親会社に関する注記

株式会社大和証券グループ本社（東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場）

（１株当たり情報）

前事業年度 （自　2018年４月１日 至　2019年３月31日）	当事業年度 （自　2019年４月１日 至　2020年３月31日）
１株当たり純資産額　15,389.06円	１株当たり純資産額　14,732.52円
１株当たり当期純利益　4,550.81円	１株当たり当期純利益　4,050.66円

(注１)潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注２)１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前事業年度 （自　2018年４月１日 至　2019年３月31日）	当事業年度 （自　2019年４月１日 至　2020年３月31日）
当期純利益（百万円）	11,870	10,566
普通株式の期中平均株式数（株）	2,608,525	2,608,525

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

② 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行なうこと。

④ 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。

⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

ａ．定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

① 2020年2月17日付で、Daiwa Capital Management Silicon Valley Inc.への出資を行い、当該会社を子会社といたしました。

② 2020年4月1日付で、定款について次の変更をいたしました。

・ 商号の変更（大和アセットマネジメント株式会社に変更）

ｂ．訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実

訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません

訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

第２　【その他の関係法人の概況】

１　【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

① 名称　三井住友信託銀行株式会社

② 資本金の額　342,037百万円（2020年3月末日現在）

③ 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

① 名　称	② 資本金の額 単位：百万円 （2020年3月 末日現在）	③ 事業の内容
大和証券株式会社	100,000	（注）

（注）金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

＜参考＞「ダイワ先進国債券（為替ヘッジあり）マザーファンド」、「ダイワ先進国債券マザーファンド」の投資顧問会社

① 名称　ダイワ・アセット・マネジメント（ヨーロッパ）リミテッド

② 資本金の額　500千英ポンド（2020年3月末日現在）

③ 事業の内容　資産運用業務、投資助言業務および情報提供業務を行なっています。

＜参考＞「ダイワ・グローバルＲＥＩＴ・マザーファンド」の投資顧問会社

① 名称名称　コーヘン＆スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インク

② 資本金の額　527千米ドル（2019年12月末日現在）

③ 事業の内容　資産運用業務を行なっています。

２　【関係業務の概要】

受託会社は、信託契約の受託者であり、委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分、信託財産の計算等を行ないます。なお、外国における資産の保管は、その業務を行なうに充分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。

販売会社は、受益権の募集の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金・償還金・一部解約金の支払いに関する事務等を行ないます。

３　【資本関係】

該当事項はありません。

＜再信託受託会社の概要＞

名称：株式会社日本カストディ銀行

資本金の額：51,000百万円（2020年7月27日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

第３　【その他】

(1) 目論見書の表紙から本文の前までの記載等について

①　金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書である旨を記載することがあります。

②　目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を用いることがあります。

③　委託会社等の情報、受託会社に関する情報を記載することがあります。

④　詳細な情報の入手方法として、以下の事項を記載することがあります。

・委託会社のホームページアドレス、電話番号及び受付時間等

・請求目論見書の入手方法及び投資信託約款が請求目論見書に掲載されている旨

⑤　使用開始日を記載することがあります。

⑥　届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載することがあります。

・届出をした日及び当該届出の効力の発生の有無を確認する方法

・届出をした日、届出が効力を生じている旨及び効力発生日

⑦　次の事項を記載することがあります。

・投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨

・請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨及び当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨

・「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載

⑧　委託会社、当ファンドのロゴ・マーク等を記載することがあります。

⑨　ファンドの形態等を記載することがあります。

⑩　図案を採用することがあります。

⑪　ファンドの管理番号等を記載することがあります。

⑫　委託会社のインターネットホームページのアドレスに加え、他のインターネットのアドレス（当該アドレスをコード化した図形等も含みます。）を掲載することがあります。

⑬　UD FONT マークおよび説明文を記載することがあります。

(2) 当ファンドは、評価機関等の評価を取得、使用する場合があります。

(3) 交付目論見書に最新の運用実績を記載することがあります。

(4) 請求目論見書に当ファンドの投資信託約款の全文を記載します。

独立監査人の監査報告書

2020年５月22日

大和アセットマネジメント株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員業務執行社員	公認会計士	小倉　加奈子	印
指定有限責任社員業務執行社員	公認会計士	間瀬　友未	印
指定有限責任社員業務執行社員	公認会計士	深井　康治	印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和アセットマネジメント株式会社（旧社名 大和証券投資信託委託株式会社）の2019年４月１日から2020年３月31日までの第61期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和アセットマネジメント株式会社（旧社名 大和証券投資信託委託株式会社）の2020年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- **不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。**
- **財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。**
- **経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。**
- **経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。**
- **財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。**

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)１．　上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
(注)２．　XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年7月31日

大和アセットマネジメント株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	深井　康治　　印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小林　英之　　印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワ外国３資産バランス・ファンド（部分為替ヘッジあり）の2019年6月27日から2020年6月26日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイワ外国３資産バランス・ファンド（部分為替ヘッジあり）の2020年6月26日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- **不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。**
- **財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。**
- **経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。**
- **経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。**
- **財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。**

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)１．　上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注)２．　XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年7月31日

大和アセットマネジメント株式会社
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	深井　康治　印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小林　英之　印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワ外国３資産バランス・ファンド（為替ヘッジなし）の2019年6月27日から2020年6月26日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイワ外国３資産バランス・ファンド（為替ヘッジなし）の2020年6月26日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- **不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。**
- **財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。**
- **経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。**
- **経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。**
- **財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。**

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)１．　上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注)２．　XBRLデータは監査の対象には含まれていません。